

平成 2 5 年

第 3 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

自 平成 25 年 4 月 30 日
至 平成 25 年 4 月 30 日

飯 館 村 議 会

平成25年第3回飯館村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	4. 30	火	本会議	午前10時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

平成25年4月30日

平成25年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

平成25年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成25年4月30日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成25年4月30日 午前10時00分				
	閉会	平成25年4月30日 午後 3時51分				
応（不応） 招議及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	5番 北山 文子		6番 佐野 幸正		7番 菅野 義人	
職務出席者	事務局長 齊藤 修一		書記 山田 郁子		書記 糯田 文也	
地方自治法の 第121条のり 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	住民課長	濱名 光男	○	健康福祉課長	藤井 一彦	○
	生活支援対策課長	細川 亨	○	会計管理者	但野 正行	○
	教育委員長	佐藤 眞弘	○	教育長	八巻 義徳	○
	教育課長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	佐藤 榮一	○
	農業委員会 会長	菅野 宗夫		農業委員会 局長	但野 正行	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年4月30日(火)・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 議案第35号 平成25年度飯舘村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第36号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第37号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第38号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第39号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例



()

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回飯館村議会臨時会を開会します。

開議に先立ち、平成25年第2回定例会において、教育委員会委員の任命に同意いたしました八巻義徳君から挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。

教育長（八巻義徳君） このたび教育長に就任いたしました八巻義徳でございます。飯館で生まれ飯館で育ちました。そうした飯館村の村づくりに参画できますことを大変うれしく感じております。また、皆様方のご支持を心から感謝申し上げます。私、会社員として27年間、福島県立学校長として9年間勤めてまいりました。こうした経験とネットワークを飯館村の教育振興のために生かしてまいりたいと、新しい意欲と大きな決意を持ってここに立っております。どうか皆様方のご指導を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

議長（佐藤長平君） 次に、同じく平成25年第2回定例会において、監査委員の選任に同意いたしました佐藤榮一君から挨拶したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

代表監査委員（佐藤榮一君） 佐藤榮一であります。このたび4月1日より監査委員を拝命いたしました。生まれは昭和22年12月で満65歳になります。健康状態も年相応に多少がたの来ているところではありますが、おおむね良好であります。仕事は、本業としましては株式会社フレボー東洋というところで婦人服の縫製業を営んでおりますが、この原発事故によります避難によりまして、一昨年12月より休業状態になっております。

監査という仕事につきましても、何分初めてではございますが、皆様方のご指導をいただきながら、それから自分としまして一生懸命勉強させていただきながら、できるだけ村民の皆さんの目線で仕事ができたらというふうに思っております。とにかく一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくご指導のほどをお願いいたします。（拍手）

（午前10時04分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、条例案件4件であります。

次に、本日議会運営委員会が本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が3月26日及び4月

24日に開かれております。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から3月分の月例出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案、報告第1号及び議案第35号から議案第39号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成25年第3回飯館村議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の村議会臨時会には、村税条例等の一部改正と復旧・復興のための補正予算が生じたので、臨時議会を招集させていただいたところでございます。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第35号は、平成25年度飯館村一般会計補正予算（第1号）でございます。既定予算の総額に3億6,649万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を52億3,649万円といたしました。

歳出の主な増額の内訳ではありますが、総務費として総務管理費が9,060万5,000円です。衛生費として保健衛生費、これが1億6,824万6,000円でございます。土木費として道路橋梁費が7,287万7,000円、住宅費が2,689万7,000円、それから教育費として保健体育費が766万5,000円を計上したところでございます。なお、これらを賄う財源として国庫補助金、県補助金、基金繰入金を充当するものがあります。

議案第36号は、飯館村税条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、地方税法等の一部改正に伴いまして飯館村税条例の寄附金控除、住宅借入金等特別税額控除等の改正をするものであります。

議案第37号は、飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、過疎地域自立促進特別措置法及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の省令の一部改正に伴いまして飯館村税特別措置条例の課税免除等の適用期限をいずれも2年間延長して平成27年3月31日とするものでございます。

議案第38号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、平成25年度も平成24年度に引き続きまして個人村民税について同じ内容で減免を行うものでございます。

議案第39号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。この改正は、地方税法の一部改正に伴いまして、今の特定世帯の軽減措置に加え、特定世帯に移行後6年目から8年目までの特定継続世帯においても世帯別平等割額を4分の1軽減する改正でございます。

報告第1号は、平成24年度飯舘村一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成24年度飯舘村一般会計予算のうち、繰越明許費として平成25年度に繰り越した予算は、提出しました繰越計算書のとおり、総務費、衛生費、土木費、教育費の各事業、工事関係でございます。繰越額の総額は14億94万4,000円であります。財源といたしましては、国庫支出金で11億9,264万6,000円、基金繰入金が7,735万円、一般財源として1億2,920万1,000円でございます。

以上が提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時13分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎日程第4、議案第35号 平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第4、議案第35号平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

これから質疑を行います。ございませんか。

9番（大谷友孝君） 何点かお尋ねをいたします。

13ページでございますが、総務管理費の13番の委託料の中で、簡易水道の漏水調査、上飯樋109戸分というふうになってはいますが、この事業を上飯樋に選定した理由と他の地区においてのこの調査の必要性があるのかどうか、お尋ねをしたい。

それから、同じくその下の13番の企画費の委託料でございますが、復興計画関連調査業務2,500万円をプラスして、合計3,000万円の事業というふうになります。土地利用ほか地域づくりプロジェクト等々、説明がございましたけれども、25年度においてこの事業が全て目的を達することができるのかどうか。それと、内容等についての詳細もお尋ねをするものであります。

それと、除染対策費、委託料8,700万円、これはガンマカメラの測定業務1回分というふうにお伺いをしたところでございますが、当初の計画としては、1回ということではなく、

2回かそのぐらいの計画があつたのではないかというふうに承知をしているところですが、1回になった経過と、1回分で十分な測定業務という、村民が理解を得られるような結果が得られるのかどうか、お尋ねをしておきます。

15ページの住宅費で災害公営住宅の除染業務、飯野というふうになっていますけれども、この業者あるいは除染方法において、飯館村は3センチから5センチ等々の剥ぎ取りというふうになっていますけれども、この場所は福島市の場所でありますけれども、飯館村との除染の違いがあるのかどうか、お尋ねをしておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） それでは、私のほうに3点ほど質問しておりますので、お答えさせていただきます。

まず、13ページの委託料の漏水調査業務でございますが、今お質いただきましたように、今回の組み立てとしましては上飯樋地区というふうに限定をさせていただいております。この漏水調査の内容につきましては、まず宅内の調査をしていきたいというふうに思っております。限定した理由を申し上げますと、今現在、流量計、夜間流れている量ですが、通常より若干多いということで、担当のほうで本管のバルブ、仕切り弁といいますが、弁を閉めたり開けたりをする中で飯樋町のほうと上飯樋のほうの部分で流れている状況が確認できたということで、詳細に調査しましたところ、上飯樋だけに流したときがやはり流量が、流れている量が同じだということで、まずは上飯樋が漏水のもとになっている部分ではないかという判断で、今回調査をさせていただくということであります。本管につきましては、担当、それから業者等で調査をしましたが、それらしきものはなかったということで、いわゆる家庭内に入っている止水弁以降の家の中での敷地内での漏水が考えられるということで、今回上飯樋地区を調査させていただくというものであります。

他の地区は、ということではありますが、とりあえず、今上飯樋のほうに限定しましたので、それらを調査させていただいて、またそれでも発見できないような場合は区域を広げるといふようなことで対応していきたいというふうに思っております。

漏水調査につきましては、年1回メーター検針をしながら宅内に入る止水栓をとめた状況を見ながら、それからメーター計を見ながら漏水をしているかどうかメーター検針の中で調査をしております。そういうことで、漏水のないような形で今後管理していきたいという考えから、今回このような形にしたということであります。

2点目の13ページの住環境放射能測定業務、いわゆるガンマカメラを使つての測定業務ということではありますが、今回1回という部分ではありますが、除染をした後の状況をまずは確認をしたいと、除染後の検証のためにガンマカメラを活用して調査をしていくというのが今回の計上させていただいた理由であります。今後、空間線量の測定という部分もあります。そういう部分と含めて2回目、3回目についても今後検討をしなければならぬかなというふうに思っております。今回予算計上させていただいたのは、除染後の検証という形でさせていただきたいということであります。

なお、測定結果については村民の方々にも情報を流しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、15ページの住宅費の除染業務でございますが、一応この除染につきましては、

飯野町の災害公営住宅ということもありますので、福島市と協議をさせていただいているところでございます。その中での除染の行為としましては、今村が進めているようなガイドラインに沿った部分と同じでありまして、表土剥ぎ取りについては5センチ程度と考えております。それから、コンクリートにつきましては舗装洗浄、それから予定しております団地の入り口にコンクリートの橋がありますので、これらも洗浄という形で考えております。それからアスファルト、敷地内にあるわけでありまして、アスファルトについては全て撤去を考えております。後の活用がないということでありまして、更地にする意味でアスファルトは撤去をするということでありまして、それから、側溝等については、土砂撤去と洗浄。それから樹木については伐採をしまして、枝葉等についても処分をするという考えであります。

これらから出る廃棄物の処理であります。まだ福島市のほうと確約はしておりませんが、福島市の除染方法に準ずるといって、敷地内保管、今福島市内でも住宅、宅地内に埋設をしております。仮置場が確保されたら撤去するという形で福島市も考えておりますので、この飯野団地につきましても同じ方法としまして、仮置場ができるまでは埋設による敷地内保管という形で考えているところでございます。以上であります。

総務課長(中井田 榮君) 私からは2点目の13ページの総務企画委託料2,500万円についてのお答えをさせていただきます。

まず、目的を達成することができるのかというようなことと、それからその内容についてでございますけれども、ご承知のとおり、第3版28ページに土地利用の見直しをまとめさせていただいたところでありますけれども、飯館におきましては全村避難で、今後当面帰村といっても高齢者が中心なのではないかというようなことと、さらには不在地主が増加するのではないかというようなことがございます。さらに、飯館村は農業を中心に振興してきたというような経過がございますので、それら農業の再開、農地再生、森林再生も含めてでございますけれども、それぞれの行政区で土地利用の見直しをしていく必要がある。さらに、3月の議会で土地利用だけではなくて、地域づくりの部分も含めて検討してはどうかというようなご質問もいただきましたので、それも含めまして、20行政区ごとの土地利用の見直し、地域づくりの部分を進めていければというようなことで、実は補助事業をさがしていたところでございます。今回の生活環境再生加速事業の中で、土地利用の見直しも上げて国と協議をしてきたわけでありまして、都市防災総合推進事業というようなことで、この事業、40事業の1つでありますけれども、これを使ってはどうかというふうな指導を国からいただきましたので、今回補正に上げさせていただいたところであります。

今の現状でありますけれども、現在、4月22日から行政区懇談会をやらせていただいておりますけれども、その中でも除染の問題、それから賠償の問題、出てきております。除染につきましては、ご承知のとおり、なかなか進まない状況でございます。そういう中で、きっと目的達成できるのかということにつながるのかなというふうに思うわけでありまして、とにかく、第3版の復興計画でもまとめさせていただいたように、帰村後、

それぞれの20行政区で土地利用なり地域をどのようにするかというような話し合いを今からしておかないと、なかなか帰村に向けても復旧・復興が進まないのではないかなというようなことから、今回、10分の10の40事業の中の1つの計画策定の事業が出てきましたので、補正に上げさせていただいたところでございます。

じゃあ、その内容はというと、今回、具体的には20行政区のワークショップ、4月22日から6月5日まで行政区懇談会をやらせていただいておりますけれども、その後、行政区全体集めて、前に地区別でやりましたように、20行政区の島をつくって、どういうふうなことでやるのかというような説明を全体をして、さらに、20一遍に集まるとなかなか話もまとまりませんので、数行政区単位で行政区3回くらい集まっていただいて話し合いをして、そしてまとめていくという流れをとっていきいたいなど。

今まで、復興計画、年2回出していたわけでありましてけれども、8月、2月というようなことを出していたわけですが、そういうような形ではなくて、できれば今回のものは1年間かけて12月ころまで、来年の当初予算に反映できるような形で進めていければいいのかなというふうに考えております。そのほかに復興計画の策定委員もありますので、復興計画に乗らないと復興交付金申請できないような形になっておりますので、とにかく、今まで出された課題については、村長直轄で専門的なプロジェクトをつくりながら具体的に答えを出していきながら、議会とも相談して交付金を取りにいく。さらには全体の部分については、地域づくりと土地利用の部分も時間をかけて村民との対話を重視しながら進めていきたいというようなことで、ほぼ、当初予算でとっている500万円と今回の2,500万円を足せば3,000万円になるわけでありましてけれども、見積もりは現在お世話になっている三菱総研のほうからとらせていただきましたけれども、ほとんど人件費、さらには今回土地利用で若干お世話になりましたけれども、宇都宮大の守友先生、それから従来からお世話になっている福大の先生方も入れて、地域づくりの部分と、それから土地利用の部分、第6次総まではいかなくても、そのつなぎになるような形のものをつくってあげたいというふうに考えているところでございます。

9番（大谷友孝君） 1点目の漏水調査業務、今回はいろいろなところを村内点検したけれども、上飯樋がどうも漏水があるようだというようなことで決定をしたと。随時、年1回程度なんでしょうけれども、こういうことを調査を進めていくということではよろしいのか、もう一度。

復興対策課長（中川喜昭君） お質しのとおり、日常的、特に冬季間が過ぎた後、やはり冬場行ったりして開け閉めする際に破裂したという部分で、春先あたりが一番漏水の部分が表に出るという部分あるんですが、それ以降になりますとなかなか目に見えない部分、地下に入ったりして見えない部分があるということになります。日常的には漏水を見回りしながら見ていただいておりますが、今回ちょっと夜間の流れる量が多いという範囲を確認しましたところ、上飯樋という部分に限定させてもらったものですから、今回、調査をさせていただくという内容であります。以上であります。

9番（大谷友孝君） 復興計画関連業務ですけれども、課長からもあったように、除染が終わって、いざ帰りましょうということになれば、想定されるのは高齢者、なかなか若い後継

者はそう近々には帰村できないというふうに予想されるわけでありますけれども、復興計画の中にもありましたけれども、不在地主等々出てきます。この不在地主等々も含めて、やっぱり行政区で行政区ごとに協議をしていただくということでありますから、私は3回程度なんかではまとまらないだろうというふうに思っています。最低10回以上は地区内で協議を重ねないと、今まで、4次、5次おいても、そんな二、三回程度でまとめ上げるなんていうことは難しいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

総務課長(中井田 榮君) きっと、ご指摘のとおり、こういった状況の中で除染も進まない、賠償も今からというようなこともあって、お金も入る、自分たちの生活再建でここ何年かは目いっぱいになるのかなということが予想されます。そういう中でも、合意まではいなくても、やっぱりお互いに地域の中で納得をして考え方を共有するというふうなことですかね、そういうことをできればいいのかなというふうに考えております。前も中山間で集落営農、中山間で1階部分・2階部分というようなことを進めさせていただきましたけれども、1階部分は、ほとんどのうちがみんなでやりましょうということで協力をしてやってきた経過があります。2階部分は、実際一生懸命営農をやる方が集まって2階建ての部分を進めてきたというような経過があります。今回、守友先生に入っていたこうとして考えているのも、そういったことを進めてきた先生でもあるというようなこともあって、とにかくご指摘のとおり、合意というのですか、そこまではなかなかこういう中で、散り散りばらばらになっている中で集まって合意をもらうというのはなかなか難しいのかなとは思いますが、そういう中で、1階部分のみんなして帰らなくても、帰っても、これから帰る人も含めてなんですけれども、とにかく、ふるさとの復旧・復興のために何年かは協力しましょうというようなところをつくっていかないと、復旧・復興にはつながらないかなというふうに思っておりますので、そういう意味で、一応予算的にはこういう形で組んでいるわけでありますけれども、きっと、議員さんご指摘のとおり、それ以上になるのかなというふうにも思っております。そういう意味では、そういうようなことも何回か行政区ごとにやりながら、それから全体でやりながら、ぜひとも議員さんにも入っていただきながら、それぞれの行政区、さらにはそれをまとめた中で、地域づくり、土地利用の見直しをまとめて、次の26年度の当初予算、さらには第4版につなげていければなどというふうに考えております。

9番(大谷友孝君) 課長答弁にあったように、1階部分の合意云々というお話がありました。やっぱり復興計画の推進委員会の中で、帰らない人、帰れない人、十分な議論もなく築き上げてきたという第3版でありますけれども、やっぱりこの辺も打ち出していないと、1階の部分の協議、合意、これは得られないのじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

村長(菅野典雄君) 飯舘村の10年計画、第5計画、これは平成23年度が7年目、24年度が8年目、そして25年、今年度は9年目ですが、ごらんのとおり、全くその計画は御破算というわけではありませんけれども、ほぼということであります。したがって、だからといって、これから10年計画が作れるわけでも全くないということでありますので、とりあえず、ここ3年、5年ぐらいのところを散り散りになり帰らない人、帰りたい人、あるいは

どちらにしようかという人たちで、それぞれ飯舘村の村全体のあり方、あるいは各行政区をどういうふうにコミュニティーを持っていくか、あるいは土地をうまく使っていくか、管理していくかなどなどをお話をさせていただく機会を少しでも、第1、第2、第3版は、代表は入っていましたけれども、ごく少数でありましたから、そういう方たちにもやはり声を聞かせていただくと、こういうことで幸いに補助事業が見つかりましたので、声を聞きながらその声をやはり1つの整理をしながら、計画書みたいな形をやっぱりつくっていかないと、なかなか住民のほうも参加したという意識、あるいはどうなっているんだという意識があるのではないかと。これは1年でできるかどうか、わかりませんが、だからといって、第4版をいつまでも延ばすわけにはいかないと思いますが、いずれにしても、今、大谷議員がおっしゃったように、住民の反省に立って今回この計画書をやっぺいこうと、こういうことでありますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

9番(大谷友孝君) そのとおりにんですが、ですから、3分割されているというのはみんな村民わかっているんです。帰りたい、帰れない、帰らない、裏を返せば6割が今は帰れない、帰らないと言っているわけですから、ここの対策もしっかりと打ち出していないと、先ほど課長からありましかれども、土地の利用にしたって、じゃあ、不在地主さんのところはみんなカバーしましょうか、ここはこういう施設にしましょうか、そういう議論もできるわけです。何ら、帰らない、帰れない、6割の対策を打ち出さないで、さあ、村民の皆さん、皆さんで考えてくださいと言われても結論めいたものにはなっていないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

村長(菅野典雄君) いわゆるそういう人たちの声を全てというわけにはいきませんが、できるだけやっぱり聞くというようなことが大切なのではないかと。そのためには、今までの第1版、第2版、第3版のやり方だけではやっぱり足りないなど、こんなふうに思っています。ですから、復興というのは村が復興するというのもありますが、やはり全体の復興の中には帰らない方々がどのような村に対しての考え方なり何なりを持っておられるかというものも調査をする。ですから、ちょっとやはりお金もかかるなど。そんなようなことで、幸いにこの事業が、何か名前とはちょっと一致しないのですが、ここでやれるよという話が国のほうからありましたので、ぜひ使わせていただいで進めたいと、こういうことであります。よろしくお願ひします。

9番(大谷友孝君) それと、課長答弁の中で、村長の直轄のプロジェクト云々とありました。これはどのようなことを考えているんですか。

総務課長(中井田 榮君) 今までは、ご承知のとおり、準備委員会があつて、それから策定委員会があつてというような形で進めてきたわけでありましかれども、今年度につきましては、内容としては、玉出しとしては、第3版である程度のもは出てきた。それを具体的に進めるに当たっては、議会とのご相談も前提にあるわけでありましかれども、それぞれ復興住宅、さらには村内の復興を進めるに当たっても、拠点整備を進めるに当たっても、ある程度、村長直轄で専門的なプロジェクトをつくりながら、ご相談をさせていただいて、それをまとめて議会にお示しをし、さらに国にご相談をし、そして進めていく。内容については第3版である程度玉出しはできておりますので、書き込みはできておりますので、

具体的に専門的なプロジェクトを立ち上げて進めていければというふうに考えているところでございます。

村長（菅野典雄君） 村長直轄というのは、村長の意に沿ってとかという話ではなくて、今まで2つ、3つの組織を上がってきたものですから、それよりはもっとストレートに村や村議会に声が届くような形にしようと、そういうことが20行政区がそれぞれ行くというような形だと思います。それがまた次の組織に20行政区のそれぞれの声なり何なりが上がって行って、またその上に何か委員会ということではないような形にということだと私は理解をして、ああ、そうかという話にしたところでございます。

9番（大谷友孝君） 推進委員会の中でも村民の声が足りないという主張をさせていただきましたので、一步前進なのかなというふうに思っておりますけれども、20行政区、確かに集まっていたくのも大変な状況である中で、ただ2、3回で早急に云々ということのないように、十分村民の声が反映される、また繰り返しになりますけれども、帰れない、帰らない人の対応も含めて協議をいただくことを望んで、次に移ります。

ガンマカメラ、除染後1回だということですが、これは除染後、覆土をしますよね、客土といいますか。その以前に行われるのか、客土、覆土が済んだ後にされるお考えなのか。

復興対策課長（中川喜昭君） ガンマカメラの活用といいますか、内容につきまして、除染が終わった後、宅内の四方向なりから放射線の状況を見るということで考えております。やる時点でありまして、今お質いただいたように、庭等の剥ぎ取りを終わった状況を見て、覆土をして、除染作業としてやってもらうという部分のもう一つの提案かなというふうに今お話を聞いて感じました。私は全て終わってからかなというような思いもあったものですから、その辺については、今後、活用方法といいますか、検証方法についてはもう少し詰めないといけない部分がありますので、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

9番（大谷友孝君） ガンマカメラ、大変有効なんだというふうには伺っていますけれども、測定時間が20分、30分かかって大変なんだという中で、25年度において除染対象になったところを全て点検ができるのかどうか、お尋ねしたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 今後、除染の部分がどのように進かという部分もあります。まず、台数が1台だけでは足りないという部分もあるかというふうに思っておりますので、その辺の台数についても協議をしていきたいなと思っておりますが、1カ所、測定時間には1時間から1時間半ほどかかるというふうにも聞いております。例えば4カ所とった場合でも、カメラの撮影時間がやはり10分から15分かかかるという部分もありますし、それから移動の時間もあるということでもありますので、今年度、除染するところについては全て対応していきたいなと思っておりますので、その辺も含めながら、台数であとはカバーせざるを得ないのかなというふうに思っております。今回、1カ所当たりの単価で出してやっておりますので、その辺も今後検討させていただければというふうに思っております。

9番（大谷友孝君） このガンマカメラ、飯舘村に拠点を置きます菊池製作所でもつくっていると。購入先というのですか、買い取るのだから、借りるのだから、わかりませんが。

またつい最近、千葉市あたりで、ちょっとその会社名称は忘れちゃったけれども、1分程度で測定できるというようなものも開発されたようであります。1カ所1時間とか、そういう時間ということになりますとやっぱり全体をカバーするというのはなかなか容易なことではないのかなと。やっぱり全て住民にすれば測定をしていただきたいというのは旨でしょうから、この辺のお考えはいかがなものでしょうか。

村長（菅野典雄君） 除染に対する住民の不安というのは、常にどなたもやっぱりあるだろうし、いろいろ考えていらっしゃるんだろうなという気がします。そういう中で、ガンマカメラというのは、我々も、議会の皆様方も、前から話を聞いてきたということなんですが、残念ながら、まだ初期段階でございますので、どのような状況なのか。例えばそれが村が全責任の中でやるのか、それとも国がやるのか、あるいは国が業者にその中で責任を持ってやってもらうのか、その辺がなかなか詰め切れないというところがございます。急いでやっていかなければならないというふうに思っていますが。

幸いに、川内村が菊池製作所さんのものを入れてやっていらっしゃるということですから、できるだけ早く川内さんに足を運ばせていただいて、どんな状況なのか、何が問題なのか、どこをどうすればいいのか、その辺を聞きながら、また他の機種があるのであればそれはそれで勉強させていただきながらというふうに思っていますが。ただ、いずれにしても、菊池製作所あつての飯館村でありますから、その辺は十分考えていかなければならないと、このように思っているところであります。

9番（大谷友孝君） 除染も始まらないうちからですけれども、住民の要望が十分に反映されるようなものにしていただきたいと思えます。

それから、飯野の除染業務、敷地内に埋設で保管。これは来年4月竣工を目指しているわけですが、業務の進行あるいは入居を開始された中で、こういうものは足かせにならないのかどうか、お尋ねをします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、飯野町団地の除染については、先ほども申し上げましたように、福島市のほうと協議をさせていただいております。いわゆる廃棄物については、市のほうで受け入れるというような形までの話は今協議させていただいておりますが、ただ、その敷地がないという部分でありまして、今現在、福島市のような部分での埋設ということでもあります。多分、入居者の方々にもいろいろ心配いただく部分になるかなという思いはしておりますが、実際に福島市で埋設の様子を見ますと、かなり深く掘って埋設をしているという状況がありますので、それらの部分で安心を与える部分で対応していきたいなというふうに思っております。以上であります。

9番（大谷友孝君） 以前、中学校を除染したときには、飯館に運んで遮蔽をして安全・安心な置きかたをしたという経過がありますけれども、今回そのような議論はされたのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今この質問が出て、さて、それはどうしたものかなというふうに思っています。当然あのときは緊急で学校を何とかしなければならぬということですから、いろいろ関係機関等にお願いをしてそのような形にさせていただいたということですが、多分、福島市は原則的にやはり地内にとりあえずなんでしょうと思いますね。そう

すると、狭いところでどういうふうにするか。場所がないわけではないんですが、多分、やっぱりなかなか大変な状況になるなという気はしています。ですから、ちょっと至急考えなければならぬなというふうに思っています。近隣の畑など売ってもというような話もちょっと聞いたような記憶がございますので、できるだけやっぱりどこか離れたところに持っていくという話はそれぞれでしょうけれども、その近くあたりであればやはりそういうことも考えていかなければならぬなというふうに思っていますので、ちょっと私もそこまで頭が至らないでしまいましたが、何せ至急対応を考えてしっかりとしたものをつくっていきたい、安心していただけるようなものにしていききたいと、このように思っております。

9番（大谷友孝君） 対象者が子供さんを持った方ということであります、飯館村の除染においても敷地内保管はだめだよと要求をしてきた経過がございますから、やっぱり近隣に土地を求めるのかどうかはわかりませんが、とにかく入居者に不安を与えないような対応を望んでおきたいと思っております。終わります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時51分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

1番（松下義喜君） 13ページの農地保全管理業務の委託料でございますけれども、モデル事業の委託料だということだったんですけれども、詳細にひとつお聞かせ願いたいと思っております。

復興対策課長（中川喜昭君） これは先ほど総務課長のほうからありましたように、25年度の当初予算の組み替えということで今回計上させていただいております。実は草野の向押、それから小宮、長泥につきましては、昨年、モデル除染をやったということで、ことしについては、営農再開支援事業という国から来ているお金を県の基金に積み立てをしまして、それを活用してやるという事業で30ヘクタール、反当たり3万5,000円の金額でございまして、実は当初では委託料に350万円、それから補助金で700万円をとっておりました。今後、地権者等々と相談する中で、片方は委託料になったり、片方は地権者等の団体で補助金でやってもらおうかという考えで、2本立てで予算化をしたところでございます。3月末ころに実数、地権者の方々と相談する中で、地権者の団体ではなかなかできないので、村のほうでお願いしたいという話が3地区からありまして、今回それぞれを委託の中でやるかということでありまして、当初補助金で考えていた部分を委託の中でやることでの組み替えという形でございます。内容等につきましては、予算委員会の中でご議論いただいたような内容で、地力増進作物等でも営農再開まで実施をしていきたいという考えであります。以上であります。

1番（松下義喜君） モデル事業も我々委員会で見させていただきました。委託料なんですけれども、実質、モデル事業をしたところに用水路もあれば排水路もあって、凍み解けて崩

れたような状態もあるようです。せっかくモデルで除染した中で、用水路と排水路が一緒になっている箇所も多々あったように見えます。そういうようなものを、結局、モデル事業で行ったものを、また大雨により災害時のあの濁った水等がモデルでやった田んぼに入ったりすれば、実質モデルの効果が出てこないのではないかなと思います。そのような土手の崩れ、また用水・排水が一緒になったところのあふれた水が入って、そういうものの考えはどういう考えをしているのだから、お聞かせ願いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 一応、国で行っていただいたモデル事業については、除染の一環で客土までということでありまして、その先については、今年度、この事業で実施するという考えでございます。ただ、今、この間雨が降ったりしまして、やはり今松下議員お質しのとおり、崩れている箇所もあるということもありまして、実は国のほうでやった事業ですから、3月末までの部分については手直し等を行っていただきました。すぐさま地力増進作物等の植え付けをしたいという部分でございますが、なかなか時期的な部分もありますので、今後進める形ではありますが、やはり災害等もなっているところもありますので、それについても営農再開でできる部分で対応しながら、それからまた違う事業でできればというようなことで、できるだけ早い時期に種まきをしまして、災害等のおきないようになりたいというふうに考えております。以上であります。

1番（松下義喜君） 震災前は結構補助事業と県単、村単事業でU字溝等は整備されておりました。でも、モデル地区なども見れば、生活排水と用水が一緒になっているようなところもあって、であれば、こういう除染事業に絡めて、村単、県単事業でも結構なんですけれども、そういうところのまだ手にかけていなかったU字溝等の入れかえをして、せっかく除染をしていただいた中で、やっぱり農地を守る観点から、いろいろな補助事業等を使いながらひとつ除染をしたところを手入れしていったらどうかと思うんですけれども、どうでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） その辺につきましては、今回の営農再開支援事業のほかに、基盤整備的な、例えば暗渠排水ですね。除染によって通りが悪くなったりする部分もできるかなというふうに思っておりますし、それから、用排水についても若干おかしくなっている部分もあるという部分もありますので、国の別メニューでもあるというふうに言われておりますので、その辺の事業の内容を精査しながら検討させていただければと。まずは営農再開までに何とかそういう事業を使ってできるだけ実施していきたいというふうに考えております。以上であります。

1番（松下義喜君） では、検討するという事はしないというような考えでお聞きしてましたので、ひとつぜひ、除染をしたところを守るというためには、再度見直しをかけてまた除染をするというような形でなくて、ぜひ、検討ではなくて、やるというような方向で進めていただきたいものだと思いますが、どうでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変申しわけございません。検討という言葉が余り印象がよくないのでありますが、先ほど言いましたように、国の事業で別事業がございますので、前向きに検討させていただきたいと思います。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

3番（北原 経君） それでは、1点お聞かせください。

15ページ、委託料で設計業務がございますけれども、これについてのちょっと中身、先ほどちょっと、落石とか、オーバーレイとか、そういうものがあつたんですけれども、ちょっと聞かせてください。

復興対策課長（中川喜昭君） 15ページの道路新設改良費の部分の委託料でございますが、ここに測量設計業務ということで、5本ほど上げさせていただいております。まず、1本目の小宮風兼線の復旧の部分であります。今現在、落石2カ所がありまして通行止めになっているということでありまして、今回、国のほうの加速化事業を活用させていただいて測量設計をしてきたいという形であります。

それから、2点目の村道佐須久保田線、これはのり面の崩落によりまして現在通行止めになっているということで、その区間が約40メートルということでこれらの改修の測量設計であります。

それから、3点目の村道八和木荒屋敷線ですが、場所的には先ほどちょっと話あつたんですが、佐野議員さん、個人名あれなんです、集会所から八和木のほうに行く道路ですね。高野吉正さんとか、向こうに行く道路に集会所のところから行ってぶつかりまして、そこの反対側ですね。右側の路線、村道があるんですが、それが八和木荒屋敷線なんです、そこが崩落の危険があるということで、今現在、通行止めになっているということでありまして、約100メートルほどでありますけれども、ここの改修の測量設計でございます。

それから、4点目の村道補修修繕ですが、これは村道草野飯樋線のオーバーレイの工事の設計ということで、延長が4.5キロメートル。

それから、5点目の村道現道舗装測量でございますが、これは今年度、昇口舗装を進めようという部分でやっておりますが、いわゆる昇口までの村道等が砂利道になっているような部分、将来的ではありますけれども、現道舗装というものが必要になるのではないかとということも考えまして、すぐ実施するというものではございませんが、昇口舗装との関係でそれらの路線について測量設計をするという部分でございます。以上であります。

3番（北原 経君） わかりました。

この5カ所、それに関しての崩落、落石に関しましては3カ所ですか、それは。それに関しましては早急にやらなくてはならないということは大変わかりますけれども、しかしながら、今、除染作業に当たって、村内の業者が除染に参入してこない。やはり村がそういった事業を当然しなくてはならない事業は、それはわかりますけれども、さておいて今しなくてもいいようなものに着手してしまいますと、なかなか業者が除染のほうに入ってきてくれないという今問題がちょっと生じているのではなかろうかと思っておりますけれども、その辺について。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、委託料で上げております部分ですが、今回、先ほどの国のほうの過疎化事業でこの測量設計業務は財源として見ていただけるということでありまして、復旧については、ハードはその過疎化事業が該当しないという部分があります。そういう意味では、今回、今後の帰村に向けての計画を立てるには一応どのくらい

の改良工事費がかかるのかというような部分とか、今回調査をしておきたいという考えで、実施時期については、いつやるという部分ではございませんけれども、とりあえず、今回の国のお金を活用させてやっていきたいというふうに思っております。復旧に当たりましては、今、北原議員お質しのとおり、業者の関係もございまして、それらを考慮しながら発注をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

3番（北原 経君） 例えば昇口舗装まで行くまでの村道が砂利であって、それをしなければならぬということが一番下が上がっているようではございますけれども、まずは、除染をまずするということが基本ですので、確かに須萱地区を村が受けとって、その中に振興公社が入って、それで大手に農地は任せて、あとは森林組合とかと、そういうふうになっておりますけれども、今の状態で、そこだけならいいです。しかしながら、飯舘村全体になりますとかなりの人が必要になってきます。それをゼネコンの下に振興公社が傘の下に入るという、今度、逆の立場でやっていくのではないかと考えていますけれども、しかし、振興公社を立ち上げて村長が社長でやってきているというのは、基本的に村の業者を入れることによって、中抜きがなくお金が入るよというふうな形で進めてきたのだと思っております、私は。しかしながら、今の業者が一つも参入して来ないというその要因やはり村がつくっていたのではこれはだめだと思っておりますので、その辺の考え方を。

副村長（門馬伸市君） 除染の作業に村がかかわるということで、振興公社が作業を請け負った形で今進めていますけれども、本来であれば、村の建設業の皆さんが共同して除染の作業に当たっていただければ一番いいわけなんですけれども。その話をずっと去年の秋から進めてきたんですけれども、どうも地元の業者さんが今回の原発事故の関係で作業員が非常に不足しているということで、現在、土木作業のほう、村外の土木作業の下請け等々でいっぱいということ、その組織を商工会のほうでつくっていただくようにお話をしたんですけれども、なかなかそこまでは至らなかったということで、しからば何もしないでやめるのかということにもいかないので、当面、振興公社がその作業の窓口になって進めていくと。もし段階的に、そういう建設業の皆さんが除染のほうの作業にもつけるようなそういう段階になりましたならば、当然そちらのほうでやっていただくのが一番いいわけなんですけれども、なかなか現在のところ人夫不足でそういう話にはなっていない。ただ、理事の中に業者さんも入っていますので、振興公社の理事の中に3名ほど入っておりますので、その話はその都度してはいるんですけれども、内情は今自分の手持ちの人夫さえも逃げていっている状況の中で、除染のそういう作業まではできないと、こういうことなものですから、いずれそういうふうになるのかどうか、わかりませんが、理想はそういうことだと思いますので、話は引き続きしていきたいと、こんなふうに思っております。

3番（北原 経君） 除染に関しましても地元の業者が入ることによって目が届き、いい仕事につながっていくのではなかろうかと思っておりますので、今差し迫ってしなくていい事業はなるべく村としては出さないで、やはり村の業者が除染のほうに協力いただけるような取り組みと、それからお声がけなどをどんどんして参入してもらいたいと思っておりますが、もう一度。

副村長（門馬伸市君） 村のほうでも差し迫って直さなければならぬところだけ、今回、設

計を組んで補修をするということですので、あえて地元業者のために道路改良をどんどんふやすということではないので、当面、戻れる環境、インフラの整備ということですので、ご理解いただければというふうに思います。

3番（北原 経君） 何かオーバーレイを今までもやったところがあるようなので、除染をまだしないところで。やはり、そういったところを少し控えていただいて、除染のほうに協力いただくようにするべきだと思っております。終わります。

2番（飯樋善二郎君） 1点だけ確認をさせていただきます。

13ページの13番委託料、先ほど大谷議員からもありましたけれども、ガンマカメラによる除染後の測定業務、これは1回に限り測定をするというような説明でしたけれども、どのような方法で、どなたが実施するのか、もう一度確認をさせていただきます。

復興対策課長（中川喜昭君） ガンマカメラでございますが、どのような方法でということでございます。ここに予算計上しましたように、委託料ということでもありますので、業者のほうにお願いできればというふうに思っております。まずは先ほど大谷議員からもありました除染を、例えば庭のところを削り取ったら、そこで撮るというようなことをやったらというようなご提案もいただきましたので、今後検討する考えでありますけれども、今のところ考えているのは、除染が終わった後に、業者のほうに入っていただいて4方向から6方向を撮っていただいて、それを位置図とか、それから写真を提示して空間線量の度合いを出したものを成果というような形で考えているところでございます。なかなか職員ではまだそこまでいかない部分も、解析までできない部分もありますので、業者のほうにお願いしながら、最終的にその家の状況がどうだったかという部分を村としても見る。それから、村民の方々に見てもらおうというような形に成果として上げていければというふうに思っております。

1回ということではありますが、今回については除染後という部分での考え方をしております。今後についてはまたこれから、その内容を見ながら、精査をしながら取り組んでまいりたいと思っております。以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 住民の間では非常に除染後の放射線量については心配をなされている方が多いと思うんですけれども、これをやはり測定をする限りは、再除染を優先させるためにも有効な方法で利用すべきと私は思うんですけれども、業者に委託した形で住民に伝えるということですので、当然それぞれの住環境の周りの詳細な測定が出ると思うんですけれども、その際の対応としては、村としてはどのような考えを持っているんですか。再度お伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染に当たっての再除染については、国のほうとしましてはまだ検討をするという話だけでありまして、26年度以降に必ず再除染をしますという発言は得ていない状況であります。ただ、今回ガンマカメラを使うということは、前にも話しておりますように、村としてやっぱり除染に対しての検証をするというのが目的でありまして、やはり落ちていない部分のところがあれば1つの証拠書類というような形になるかというふうに思っておりますので、その際には国のほうにきちんと話をしながら再度手を加えてもらうとか、そのような考えをしていきたいなど。先ほど大谷議員からあったように、

剥ぎ取った後、やっぱりそこで見て、例えば覆土をした後では、5センチとか10センチ覆土すれば若干空間染料が下がるという部分もありますので、剥ぎ取ったときにやることでやはり1つの検証ができるかなと、先ほどいいご提案をいただきましたので、それらも含めて今後検討させていただきたいと思います。以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 丁寧な説明をいただきましたけれども、やはりこれを実施することによって、住民の不安を解消しなければ意味がないわけですね。ですから、これを、しっかりとこの結果を踏まえながら除染につなげられればと、こういうふうに望みます。

もう1点だけ確認させていただきますが、その上の報償費、1,700戸、年4回、除染の監視をそれぞれのうちをお願いをするということなんですが、この年4回というのは、1年間除染をずっと1戸のうち続けているわけではないと思うんですが、どういう考えでこういうことなのか、もう一度お伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 加速化事業の中で、村民による除染監視という部分の形で今回計上させていただきました。行政区懇談会の中でも村長のほうから発言がありますように、やはり実際に自分のうちが、1年間ではないです。自分のうちがやっている期間という意味合いが4回ということでの考え方なんですが、どんなふうな状況でやっているのかとか、それから、いわゆる敷地内にある放射性物質を浴びた例えばものをちょっと片づけるのを手伝ってもらおうというものもありますし、それから、どんな状況で家をやっているのかというものを見に行ってもらおうというような形で、自分のうちをやっている間に4回程度かななどということで、これは必ず4回行ってもらわなくては困るとかではなくて、4回程度まで行けるように予算化をするという内容で考えております。以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 丁寧な除染を希望している住民にとりましては、前回ありましたような不適切な除染が繰り返されないように望むためにこの監視をさせていただきたいという要望が多いわけですね。ですから、その住民の考えを大事にしながら、やはり対応する。そして、監視をした際にそれぞれ住民から要望が必ず出ると思うんですね。この除染の方法ではとか、もっとこういうふうにしていただきたいとか、そういうことをきちっと把握をしながら対応してもらおう必要があると思うんですが、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 除染については、前から村民が幾らか立ち会える方法はないかということで、だめだという話は議会の皆さん方にも話ししてきたところであります。ところが、今回、加速事業というところでどうなんだということを上げましたところ、かなり最初は厳しかったんですが、いいだろうということで約5,000万円ぐらいお金が取れたということでございます。そうしますと、やり方はいろいろあるんだろうと思うんですが、またことしどのくらいできるかというのがありますから、なかなかはっきりはできないところもありますが、できるだけ有効に使わせていただくということで、それぞれ3、4回は行ったときに5、6千円ぐらいは払いますよという形がどうなのかということで今考えているところです。

ただ、それでそのままでなくて、前にも話しましたように、基本的には、作業に入る人のいわゆる良心、道徳心がどれだけきちんとしているかというのは、ですから、これからも国なり業者さんにしっかりと行っていきたいというふうに思います。

なお、村でも今3人ぐらいになりますか、専任を、ぐるぐる毎日回っていただくというように考えていければなど、こんなふうにも思っているところでもあります。そういう意味からすると、幾らかは自前の金でも考えなければならぬかなと、こう言ったような記憶もあるし、考えていたのですが、今回、加速事業でそれが予算とれたと、こういうことでもありますから、住民の皆さん方には、全てというわけではないでしょうけれども、できるだけ戻って自分のうちがどのような除染がされるのかを確認していただければありがたいなど、このように思っているところでもあります。

2番（飯樋善二郎君） まさにそのとおりだと思うんですけども、やはり、除染は復興には欠かせない一丁目一番地、ずっと言っていますけれども、今回、こうした取り組みをすることによって、その住民の不安を少しでも解消につなげる。これが非常に大事ではないのかなというふうに思うんですね。ですから、そういういろいろな取り組みの中で、住民が納得できる除染につなげていただければと思うんですが、最後に。

村長（菅野典雄君） 何せ一丁目一番地でありますから、あらゆる手を使って、我々としては村民が参加したり、あるいは監視ができる体制はとりたいと思いますが、その前に、何せ環境省の前に進める段取りが準備不足ということで、毎日のようにやり合いをしているわけですが、そこをやらしてもらわないことには、幾ら予算ができて、住民が自分のところに行こうとしても進まないわけありますので、そちらのほうに今全勢力をこれから傾けていきたいと、このように思っております。

2番（飯樋善二郎君） 今、国の話が出ました。私も先日の特別委員会で除染についての課題、多くを確認させていただきました。国の考え方は一向に変わろうとしない。住民の不安解消にはつながらない。そういう話もさせていただきましたけれども、さらにまた、ここでいろいろな課題を解決しない限り、やはり先ほど言いました住民の不安解消には決してつながらないと思います。さらにその要望を強めていただいて、結果をしっかりとした現実なものにつながるように、さらに要望を強めていただきたい。

村長（菅野典雄君） 今までのやり方も決して間違っていなかったというふうには思っています。ただ、もっとやはり進めるためにはいろいろなことをやっぱり我々もやっていかなければならないし、我々以上に国に考えてもらわなければならないと、このように思っています。とりあえず、我々のほうはもう少し、今一応復興対策室というところの窓口なんです、課題がいっぱいありますので、少し我々も、そしてまた議会の皆様方にも手伝いをいただきながら、一步でも仮置場、仮々置場、あるいは同意のところを進めればよいなど。何かそこら辺でちょっとやはり我々はやっているんだよという話をしながら、あとは環境省ですと、こういう雰囲気をつくっていきたいと、このように思っております。以上であります。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

7番（菅野義人君） 13ページ、14ページ、数点確認をさせていただきます。

まず、13ページの7番賃金についてであります。囑託職員の賃金ということで、説明の中では建設支援機構のほうに行っておられる方とこちらのほうに来ている方の賃金をそれぞれ持つというお話でございました。基本的にはそれぞれのところでそれぞれの人件費

を払うという考え方は、私人事交流という点からすると適切ではないのではないかなというふうに思ったものですから、その辺の見解について、まず1点お伺いします。

それから、先ほどから議論になっております13番委託料の話ですね。復興計画関連調査業務、調査業務の委託ということで委託費に計上されてありますが、先ほど、午前中の議論を聞きましても、復興計画等で今後各行政区ごとの土地利用計画、あるいは地域づくりについて議論を重ねていくんだというお話でございました。私はもちろん私もこういうふうな話をして要求をしてきたものですから、この取り組みについては異議のあるものではありませんが、今回の災害のこの結果に当たって、今まで各地区についても今までの蓄積というものがほとんどない状況の中で、どういう形で土地利用計画を検討していくのか。あるいはこの計画に入る前に、私は前提条件の整備というものが必要ではないかと。そのように思っていますので、その辺の見解についてお伺いをします。

それから、その下の13番委託料です。モニタリングセンター運營業務ということで、加速化事業の中で月2回、20行政区ということで予算化されております。モニタリングセンターの中での運營業務ということで、具体的にはどのような計測をなさるのか、それについてまず最初にお伺いします。

それから、住環境放射線測定業務ですね。先ほど、ガンマカメラのお話ありました。先ほどの議論、ちょっと触れましたが、実を言うと、国のほうでは追加除染の基準についてはまだ明確にしておりません。私どももそれぞれの議員の立場で環境再生事務所のほうに要求はしてありますが、村として追加除染についてどのような要求を今しているのか、その姿勢を明らかにまずしていただきたい。その辺についてまずお伺いします。

それから、19番の負担金補助及び交付金、営農再開支援事業補助金です。予算の組み替えによって700万円を委託のほうに回してやっていくと。村が責任を持って行うために委託費で実施するという説明でございました。予算委員会の中で、1反歩3万5,000円の営農再開支援事業では私は不十分ではないかというような質疑をいたしました。そうしますと、20町分の700万、1反歩3万5,000円の700万円の事業費の中でこれを村として委託をしていくという考え方で、この700万円という金額が組み替えされたのか、その辺について確認をしておきます。

次の15ページです。これも土木費の13番委託料ですが、災害公営住宅の除染業務につきまして、除染の方法の中で、先ほど質疑の中で答弁ありました。樹木の伐採とかアスファルトの撤去というお話ありました。これは国直轄でなくて、いわゆる市町村がやる除染事業であります。この市町村が行う除染事業の中で、樹木伐採、アスファルトの撤去というものがいわゆる認められている除染の方法としてあるのかどうか、確認をしておきます。

以上です。

副村長（門馬伸市君） 13ページの囑託職員の賃金の件でありますけれども、実は建設支援機構のほうと村のほうで、当初予算編成前だったんですけれども、人事交流の部分でお互いに持ちましょうという話でありました。ところが、その後いろいろ支援機構、村のほうで協議をした結果、県あるいは国のほうの人事交流の場合は、それぞれお互いで出した職員の分はお互いで自分のところで持つというのが基準になっていまして、建設支援機構のほ

うではそうではないというふうに最初理解していたために、うちらほうの研修に出している職員を嘱託の賃金ということで向こうのほうで持つことにしていたんですね。うちらほうとしては、こちらに来る支援機構の職員をうちらほうで持つと、こういう話で進めていたんですけども、当初予算編成後に、3月の初めだったと思うんですが、支援機構のほうで最終的に村のほうと詰めた段階で、県に準じて、それぞれ人事交流の場合については職員を出しているところで自分のものは持つと、こういうことになりました。過去に村でも、比佐野さんだったかな、うちらほうの職員が人事交流で県職員やりましたけれども、そのときは全く同じく自分たちの出している職員は自分のほうで見ているということですので、そのような形式をとったものですから、今回、当初予算に嘱託員の賃金とっていませんでしたので、補正をさせていただいたということになります。

総務課長（中井田 榮君） 私からは2点目の13ページの復興計画の進め方、前提条件となる考え方はどうなのかというようなご質問でありますけれども、今お答えしましたけれども、とにかく土地利用なり地域づくりを進めるに当たって、戦っている相手は放射能で、当面、帰村といってもなかなか高齢者が中心となって、さらには不在地主が多くなるのではないかというようなことが考えられるわけでありまして、そういう中で、除染もなかなか進まない、これから賠償も進んでいくという中で、合意というものがなかなか合意までには至らないのかなというふうに思いますし、地域のお互いが納得のいく、やっぱりお互い考え方を共有するというのですか、そういうふうな前提の考え方を置きながら、地域づくりなり土地利用の見直しを進めていくべきかなというふうに考えておるところでございます。

復興対策課長（中川喜昭君） まず1点であります、モニタリングセンターの運營業務でございます。これにつきましては、24年度12月ころから実施してきている状況であります、25年度におきましてもそのような内容で行っていきたいというふうに考えております。まず、村民の方々にお世話になりまして、20行政区の線量の状況をまず計測をするという形で、それから上がってきたデータの入力作業、それからそれを蓄積しているサーバー等の保守点検という部分が主な事業と申しますか、予算の積算になっているところでございます。現在も、まだ業者等には委託はしておりませんが、昨年実施していただいた業者につきましては今も少し動いていただいているということで感謝をしておりますが、それらの蓄積などをあけることなくできればなというような思いがありますが、ぜひとも今回のこの内容を通していただければすぐさま始めていきたいなというふうに思っております。今現在もGPSつきの計測器で行っていただいているということでありまして、地図上に載せられるようなデータをということで今動いておりますが、そのような形で今後も計測をしていきたいということで考えております。

それから、ガンマカメラであります、先ほどからご議論等をいただいておりますが、やはり除染後の検証をする、その家々の部分の除染でやり残すと申しますか、なかなか減少率が低いとか、そういうものをはかるためにガンマカメラを使っていきたいという部分で考えております。そういう意味では、例えばやり残しとか、ガイドラインによった除染では落ちなかったとか、そういう部分で色が出てくるという部分もあるかと思っております。ということで、やはり追加除染並びに再除染というものがやはり国に対してもこれから要望、

要求をしていかななくてはならないかなというふうに思っております。現在までも追加除染については、住民説明会の中でも、ただやるだけやったではなくて、その後はどう考えるんだという意見等も出されておりますが、なかなか国のほうでは明解な答えを出していないという部分でございます。そういうところでは、今までの要望なり、議会なり村のほうの要望の中でも追加除染、再除染の部分についてはお話をしておりますし、あとは事務担当の中でもぜひとも安心さを与えるにはやっぱり徹底した除染が必要なんだということで、もしもやり残し等があれば再除染をやるというようなことをやはり言葉で出して住民説明会に臨んでほしいというお願いもしてきました。ただ、そこまで至っていないというのが残念でありますけれども、村の姿勢としては追加なり再除染は今後とも求めていきなというふうに思っております。

それから、営農再開の部分でございますが、今回の事業につきましては、当初予算を当初で補助金と委託料に分けていた部分を地元の方々と話をする中で、村のほうでやっていただきたという話がありましたので、今回、補助金から委託料に変えるという部分でありまして、内容的には、除染終了後から営農再開されるまでの農地等の保全管理というのが目的でありまして、今のところ地力増進作物の作付け等を考えていくというものでございます。

それから、委託料で除染の部分ですね。飯野住宅の用地の部分の除染でございますが、先ほどお話ししましたように、除染行為としては、土の部分は表土削り取り、それからコンクリートの部分は舗装の洗浄という部分であります。アスファルトの部分、それから樹木の伐採等につきましては、いわゆる除染の行為ではなくて、解体工事の中で見るというようなことで、村の積算の中で入れたということでありまして、除染行為については、先ほどの表土、コンクリート舗装、それから側溝等の除染方法でやっていくと。あとは解体工事の中でアスファルトの撤去とか樹木の伐採をするということで、ただ、それらから出る発生物については、先ほど言ったような地下埋設等なり、それから中間処理業者等をお願いするという考えをしているところでございます。以上であります。

大変申しわけございません。先ほど言いました内容で、大変申しわけございません。中身的には、除染行為としましては表土削り取り、それからコンクリートの舗装洗浄、それから側溝等の土砂撤去、それから洗浄という部分であります。それから、解体工事の中でアスファルト撤去処分、それから工場の解体処分、それから樹木の撤去処分というような形でございます。大変申しわけございませんでした。

7番（菅野義人君） それでは、確認させていただきます。

最後に出た部分なんですけど、そうしますと、15ページの委託費は災害公営住宅除染業務ということで入っている部分については、樹木の伐採並びにアスファルトの剥がし方は含まれていないというふうに認識してよろしいんですね。

復興対策課長（中川喜昭君） 一応この中に含めているという状況でございます。別個に工事費としなくて、委託料の中で、先ほど言った除染行為の部分と解体工事とあわせた中が、この2,835万円という考え方です。

済みません。間違いました。

7番（菅野義人君） でしょう。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変済みません。

この2,835万円については除染行為の部分。それから解体工事については別途発注しております。その中でやるということでありまして。以上であります。済みませんでした。

7番（菅野義人君） それでは、最初に質問した順番からちょっとお伺いをしていきます。

当初の13ページの7番目の賃金についてであります。嘱託職員の賃金ですが、いわゆる今回の場合、松林さんの場合、ちょっと固有名詞を出してあれなんですけど、単なる人事交流というよりは研修という制度が非常に強いのではないのかなと。研修という制度からしますと、場合によっては人事交流よりも、後で飯舘村に復帰していただいているいろいろなものを勉強していただくという意味合いが強い。それを考えますと、それぞれがそれぞれで人件費を出していくという制度だと、私は研修という意味合いが非常に薄れてくるのではないかというふうに実は懸念したんですが、その辺の懸念は必要ないのか、心配ないのか、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 実はうちらほうの嘱託職員の賃金の中から2年間ということ研修に出しました。そして、2年が過ぎましたので、本来であれば戻ることなんですけれども、2年間だと、建築を主にした研修でしたので、建築業務というのかな、もう少し足りない。それから建設支援機構のほうからぜひ飯舘村に職員を応援に、人事交流という形で一線で中堅職員を出したいという意向がありました。本来であれば研修ということはそういう趣旨なんですけれども、あえて研修ではなくて、3年目に入ったものですから、人事交流という形で、今回25年度の予算措置をさせていただきました。本来であれば、今ご指摘のとおりなんですけれども、もう1年、うちのほうで勉強してもらおう。向こうでも、そのかわり、うちのほうで人手不足というのわかっていますので、ぜひ村を応援したいということがありまして、あえて人事交流という制度を、初めてなんです、支援機構でこの人事交流というのは飯舘村が初めてなんです。今までどこもやっていなかったんですけれども、それで最初当初予算の編成のときにはお互いに持ちましょうという話だったんですけれども、それではどうも人事交流には適さないの、県に準じて、取り扱いを後で、3月の初めだったと思いますけれども、人事交流の協定、それを結んで対応しようと、こういうふうになったものから、まさしく趣旨はご指摘のとおりなんですけれども、25年度はそういう手続をさせていただきました。

7番（菅野義人君） 了解しました。

次に質問しました復興計画のあり方についてなんですけど、先ほど総務課長のほうから土地利用と今後の地域づくりを踏まえながら考え方を共有していくということを前提にしたいというお話でした。まさしくそのとおりなんだろうと思いますが、いわゆる今回の予算の計上が委託料ということになっておりまして、午前中の答弁の中にも、調査業務として委託するというふうな答弁が明確に示されております。そうしますと、委託料というお金の使い方からして、今の総務課長の考え方を共有していくのを前提に進めていきたいというのが、なかなか達成、私はできないのだろうと。要するに、委託料の基本的なものは何月何日に何人集まって、何時間たって議論してもらったというのが根拠にな

るんだらうと。場合によっては、地区によっては、先ほど来ありますように、2回や3回ではできない、かなり回数を重ねなくてはいけない。そういったものの計画のために委託料という払い方では、私は、そもそもはなかなか、総務課長自身がおっしゃったように、いわゆる考え方を醸造していくような取り組みというのはできないのではないかと、できにくいのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

総務課長(中井田 榮君) 委託契約で今後進めていきたいなというようなことでありまして、ご承知のとおり、こういう少ない人数でやっております、今後、どうしても第3版の復興計画にありますように、やっぱり村民一人一人に寄り添っていくには、今後、村民の多くの意見を聞きながら、やっぱり今後土地利用の計画にしても、地域づくりの部分にしても、菅野議員、河北新報の記事にも寄せていますように、まず村民は地域でいかに生きるかというふうな知見はお持ちだというふうに思いますし、それから地区別計画でも住民協働の原点を築いてきたものがあるのではないかと。さらには村民の思いや力を集めることがこういうふうに大きな推進力になるのではないかとというようなことで、菅野議員さん、河北新報のほうに記事を寄せておりますが、まさにそのとおりだと思っております。そういう意味では、少ない人数で、これから計画をまとめるというようなことも考えながら、委託をして、今まで携わってきていただいた三菱総研に見積もりをとらせていただいて、どういふふうに進めるか、その辺もご指導いただきながら、今回、予算の計上をさせていただいたところでありますけれども、全体の部分については村も十分にかかわるわけでありまして、丸投げでやってくれというのではなくて、総務課企画も含め、それから復興対策課も、さらに農業委員会のほうも入っていただきながら、今後、行政挙げて今回の復興計画の第4版に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

7番(菅野義人君) 趣旨等については私も全く同じ考え方を持って了解いたすのですが、いわゆる支出項目としての委託料ということになりますと、私ども、今までの経験ですと、例えば三菱総研さんにお支払いをしていく。あるいは計画をつくるために業者さんが計画をつくる形での出費というふうに私どうしても理解してしまうんです。ですから、今、課長がおっしゃったように、本当の意味で村民の皆さんの力を引き出していく、あるいは地区の中でいろいろ議論を重ねていく、このための予算というのは、いわゆる委託費とはなじまないのかなというのが私の質問の趣旨なんです、いかがでしょうか。

総務課長(中井田 榮君) そういうふうな心配も一方ではあるのかなというふうに思っております。ただ、今考えておりますのは、とにかく行政も村も入って、今回の第4版に向けて地域づくり、さらには土地利用の見直しを進める。いろいろ議論をしていくわけでありまして、その都度、マンパワーでまとめる必要が出てくると思います。そのまとめを今回お願いする。今からでありますけれども、業者にまとめをお願いしながら、さらに行政に村の職員も含めて、コンサルも含めてでありますけれども、入っていったら何回かやらせていただくことによって、地域づくり、さらにはその土地利用の見直しができるものではないかとというふうに考えているところでございます。

7番(菅野義人君) 第3次総、特に第4次総、第5次総、それぞれワークショップを開きな

がら各行政区で取り組んできた。今回はまさしく第6次総にはならないけれども、それに近い取り組みをしたい。だけれども、村は皆さんそれぞれ全村ばらばらになって避難生活を送っている。その中で、将来のあるべき姿をとにかく積み重ねていきたい。と考えた場合、私は取りまとめされる方、もちろんこれはこれで必要ですし、アドバイスいただく方の委託料も必要だろうと。ただ、そういうふうなばらばらになっている村民の方々が再興に向かって力を合わせるというときに、じゃあ、一体どのような予算の使い方ができるのかな。もちろん日当とかそういう部分での多額の部分というのは支払いはできませんが、いわゆる交通費だったり、あるいは多少の会費だったりというのは設定をしながら皆さんの力を集めていただく、こういうふうな予算の組み方が必要なのではないかというふうに私は思うんですが、この委託費からそれは払うことはできないだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 今のご質問は、この3,000万円の中から、それぞれ村民が出席した場合の交通費、それをお支払いできないかというご質問かなというふうに思いますけれども、そこまでは今回の予算では考えていなくて、とにかく20行政区ごとにそれぞれマンパワーが必要でありますので、それぞれ20ありますけれども、20一遍にはできない。10個くらいずつやっていく。その行政区に、それぞれについていろいろな意見を聞いて、それをまとめる必要があるのかなというふうに考えております。そういう意味でのコンサル料、委託料というようなことで、今回、人件費として上げさせていただいたところであります。

回数については、先ほどからお答えしていますように、全体で4回くらい。また、復興計画策定委員会も進めていかななくてはいけないということもありますので、さらには協力いただくそれぞれの大学との調整なんかも含めて、今回の委託料として上げさせていただいたところでございます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（午後2時08分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 再開いたします。

（午後2時12分）

総務課長（中井田 榮君） 今後、ご指摘の内容を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） モニタリングセンターについて答弁をいただきました。昨年度と同じく、GPS計測器を使った空間線量だというお話でございました。いわゆる、最近、農地の除染につきまして、単なる空間線量ではなくて、ベクレル数をやっぱりはかっているかという声が上がっております。それから、たしか、その報告を受けとっております。ふくしま再生の会では、野生の動物から山林の汚染度を推測しようということで、野生の動物の筋肉のセシウムの蓄積量も恐らくはかっているはずですね。一遍には無理だとしても、こういうふうな計測をしながら村全体のいろいろ計測をしていくというのがこれからのモニタリングセンターには求められるのではないかというふうに

私は思うんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お質いただきました件であります。いろいろ再生の会とお話しをさせていただいております。やはり、今お質いただいた土壌の検査、これはやはり私どもも空間線量と関連するものでありますので、土壌調査はしていきたいということで考えております。内々では、再生の会の代表の方とは土壌の調査も入れていただければというふうな話もしております。ただ、この体制的なものとか、それから経費的なものが今のところ空間線量計測の部分だけの見積もりをいただいている部分がありますので、今後それらがどのような形でお願いできるか、やっていただけるかという部分もちょっと今後検討させていただければというふうに思っております。

それから、やはり同じく提案を受けておりますのが、野生動物の、昨年もイノシシを捕獲した際に何回か、ブロックで持っていかれてその調査をしていただいているものを結果等も教えていただいております。今回もそのような提案もあったところなんです。なかなか野生の部分になりますと体制的な部分、それから経費的な、いわゆる調査する器具といえますか、それも専用のものであるということで金額的にかなり上がってくるというものも見積もりを見させていただいて出たところでもあります。ただ、やはりデータの的には欲しいという部分もわかるんですが、もう少し検討させていただいて、実際に今国とか県でも一部調査をしていただいて、それなりの肉等のベクレルなども発表していただいております。飯舘村、村内だけの野生動物でいいのか、阿武隈山系一体とか双葉郡も含めた部分の考え方もやはりしていかないと、村単独だけの事業ではちょっと野生動物は難しいかなというような考えもしまして、それらについては今後検討させていただきますというようなことで進めているところでございます。以上であります。

7番（菅野義人君） そうしますと、ことしは土壌の検査もしていきたいというお話、答弁いただきました。野生動物についてはこれからは課題だというふうなとらえ方をされているというふうな答弁いただきました。そうしますと、昨年度と同じ方法よりは今回少し調査の幅を広げていくというふうなお話なので、予算的には昨年度と同じという中で土壌調査ができるかどうか、ちょっとお伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 昨年度は半年とかそのくらいの部分でやってきたところではありますが、ことしは12カ月という部分で予算化をしているところでもあります。当初、出していたいただいたものが土壌までちょっと入っていなかったという部分がありまして、その後、提案を受けている部分もありますので、この辺については、代表の方とは協議させていただければということで、できれば土壌調査も含めてやっていきたいというふうに考えているところでもあります。以上です。

7番（菅野義人君） ガンマカメラについて再度伺っておきます。

除染のやり残しに対して検証しながら追加除染等については国に対して要望していきたいという答弁をいただきました。先ほどから議論重なっていますが、委託という形でやっていくわけでありまして、いわゆる除染のやり残しを検証していくということになりますと、除染の終わった後から使っていくということになりますから、当初の今からの予算の中ではさほど活躍する場所は余りないのかなというふうに何かお伺いしているのです

が、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染の一応の流れとしましては、全て、除染に対してのガンマカメラの活用ですが、当初は除染後という思いがございました。その途中での計測もというふうなことで、先ほど剥ぎ取り後というようなご提案もいただいたところであります。それも確かかなという部分も感じております。いわゆる何カ所か見て、除染中にここが高い、ここがやり残しがあるとかとなると、いわゆる工事的な部分が若干おくれていくような部分も考えられるのかなというのも一つには思いがあります。そういう意味では、その途中で撮った、それから竣工後に撮った、それらを活用していきながら26年にもう一度やってもらおうとか、そういう考えでいたところでありますけれども、これらについても今、せつかく、高いと、やり残しがあるというものがわかった段階でありますから、即座にやってもらえれば一番効果的かなという部分も感じておりますので、若干その辺も検討させていただければと思います。いろいろご提案、皆様方にいただいて、単純に除染後という頭でありましたけれども、いろいろ課題があるかなというふうにもいろいろ受けましたので、再度検討させていただければというふうに思っております。

7番（菅野義人君） 恐らくガンマカメラについては、国のほうでガンマカメラを使って検証していくんだというルールを引いてありますので、すんなり入ってきているんだろと思ういます、村にはね。ただ、いわゆる検証で使っていくのは、それはそれで私はいいと思うんです。せつかく委託事業を出して、有効に活用されないとするならば、私はむしろ除染をやる前にはかって、どこからこの線量が原因があるんだというふうな解明の仕方私には1つ使い方の活用の点ではあってもいいのではないかなというふうに思ったものですから。そうすると、また国のほうの除染がおくれるという心配も出てくるかもしれませんが、特に私イグネの問題については、国の認識と村の認識と我々の認識、全く違いますので、イグネについては国のほうではやらなくてもいいことを認めたという話を言っていますので、その辺の検証なんかにも私は活用すべきだろうと思っておりますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） ガンマカメラにつきましては、やはり村民の方々の不安の解消、先ほど飯樋議員からもありましたが、それらが一番かなというふうに思っておりますので、不安ができるだけ解消できるような活用をさせていただきたいというふうに思っております。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

10番（佐藤八郎君） 何点か確認しておきます。

まず、13ページの財産管理費の業務委託の予算額の根拠と、業者選定の方法はどういうふうにされていくのか。

それから、今話題になっています復興計画、当初で500万円がこの事業はやれるんだと言いながら、今になって6倍もする2,500万円アップして、なおかつ、三菱総研やら、守友さんとか、福大教授とか、何か研究者か何かのアルバイトか何かのお仕事でもするようなコンサルタントに委託する。その辺はどこに生きていくのか、さっきから議論を聞いていると、その支払い根拠は持っていない。いわゆるそういうコンサルタントへの業務委託なんでしょう。何で500万円当初できると言っていて、今2,500万円アップするんですか。

それから、モニタリングの業務、まさに議会は前から、最終的には空間線量ではないと、土壌線量、土壌のベクレルが問題だと前々から言っています。この下のガンマの関係もあると思うんですけども、一体うちの周りのどこにどれだけの放射性物質があるのかをわかりもしないで、一円に10センチ剥ぐとか、5センチ剥ぐとかして、ということじゃなくて、どこにどれだけのものがあるかというものをきちんと押さえないで、ずっとこういう業務執行をやっているんですけども、前々から何回言ってもだめなんですけれども。自分がどれだけのけがやどれだけの重症になっているかわかりもしないで、国が言うままに一蓮托生でやっても、少ないところも多いところも同じことをやって放射性物質がなくなるわけでも何でもないと思います。だから、そういう活用の方法だってきちんとしなければならぬというふうに思うんですけども。その辺も伺っておきます。

それから、災害公営住宅の、15ページの、これは除染して持っていく。前、幼稚園とか中学校のものを飯舘村にどんどん運んだ。その運んだものは、今度の出された10万ベクレルのもの以外は中間貯蔵には入れない。運んだものは別々な場所にあるんでしょうから、それはそのまま村の仮置場が最終部分になるのか。今度、運び込もうとするのだから。埋めるといふ話ですけども、その辺のかかわりも伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、13ページの財産管理費の委託料でございます。ここには4点ほどの業務が載っておりますが、この事業につきましては、先ほどから話しておりますが、生活環境整備事業、国のほうの支援事業と、それから加速化事業を活用してということであります。

まず1点目の村有施設草刈り業務ということですが、これについては、役場、それから公共施設、それから住宅等の除染、大体26カ所ほど予定しておりますが、それらの施設の草刈りということで、設計等を組みましての金額で3,376万1,000円ほどを計上しております。

それから、簡水の漏水につきましても、これについても設計を組んでと。それからセンター地区についても、これは見積もり等での金額、それから農集排の管理業務、調査業務についても見積もり等での計上ということでございます。業者等につきましては、指名委員会等を経ながら決定していきたいというふうに考えております。

次に、モニタリングとガンマカメラの部分ですが、お質しのとおり、例えば空間線量が3マイクロあると、どこから強いものかという部分、やはり村民の方々には不安を与えているということというふうに思っております。今回このモニタリング調査、先ほどご議論いただきました土壌調査も含めてでございますが、やはり村民の方が安心できるような形にしていきたいというところで考えているところでございます。ガンマカメラ、除染前に撮りながら、どこかから来るか、どこが強いのかという部分も見ることができます。ただ、多分にしてガンマカメラで写真にすれば、空間線量ですから全て赤くなっているという状況でありますので、除染後にしっかり検証するように、除染後に見ていければというふうに思っております。

それから、災害公営住宅の部分でございますが、先ほど大変私勘違いして、除染行為と解体工事がまぜ合わさったような発言をしまして申しわけございませんでした。まず、

除染行為から出る廃棄物については、福島市の市内に施設があるものですから、福島市との協議の中で、それらから出る破棄物については、まだ確定しているわけではありませんけれども、敷地内保管でも認めますよというふうな形でいただいているというのが今の協議でございます。先ほど、午前中ご議論いただいた部分もありますので、今後検討が必要かなというふうに思っております。

それから、解体工事から出る部分の処分等については、中間処理業者のほうにお願いしながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

村長（菅野典雄君） 復興計画関連業務委託というところのお答えをさせていただきます。

500万円が3,000万円になったという話であります。新年度の予算は、何せまだまだこういう大変なときですから、余り自前のお金も使えないなと、こういうことで、最低限の土地利用をどういうふうに地元で考えてもらうかと、そのぐらいということで500万円が限度ぐらいだろうなと、こういうことだったわけですが、その後、再生加速事業が出てきて、これについてかなり真剣に国と向き合わせていただいて、当然これについての申請はバツでありました。ところが、なおしつくここちらのほうが国のほうに要望したところ、都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）、どうもここ関係はないようなんですが、ここでやれるのではないかという話が出てきたということでございます。こちらの熱意に何か別な事業なり、あるいは予算のまだあるところでできないのかということで、これだったならばとってあげられますよというような話が出てきたということで。そうなれば、この避難生活の中で、我々がどういうふうに状況をまず判断をし、認識に立って、これからいわゆる地域でできることは何なんだ、村で何かできることは何なんだ。国で、要望して行ってやっぱりやってもらわなければならないんだと、そんなことまでもいろいろ若干話ができ、それが整理されていければいいのではないかと。そんなことで100%ということで3,000万円ぐらいと、こういうことなんです、決して、足りない、多いということでもないとは思いますが、何せ、何でも100%だから使えという話ではないということで、3,000万円をとらせていただいた。ただ、今ご質問、菅野議員からもありましたように、やはりよいものにするためには足りないというところは、またこちらのほうで考えさせていただいて、それが補助事業で足りないということになれば、また自前でもやっぱり大切な計画でありますからやっていかなければならないのではないかと、このように思っているところであります。

以上、経過も説明させていただいて、ご理解いただければというふうに思っております。

10番（佐藤八郎君） この財産管理費の委託の業務を任せる相手はどういうふうになっているのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） これは業務委託になりますので、指名委員会のほうで業者選定をしまして、入札の段取りをするようになると思います。

10番（佐藤八郎君） 今、指名委員会の業者は、地元業者は入っているのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 地元でできる業種もあれば、地元でできない業種もありますので、全部地元でということではないと思います。

10番（佐藤八郎君） 今何社ですか。村の業者は何社ですか。

副村長（門馬伸市君） 多分、草刈りというのは地元の建設業で十分対応できるというふうに思いますから、それから簡易水道の漏水調査、配水管、集落排水ということになりますと、ある程度地元の業者でできないということはないと思いますけれども、専門業者も入らないと調査ができないというものもあるかなというふうに思いますが、詳細は指名委員会のほうで協議をしたいというふうに思っております。

10番（佐藤八郎君） 何社か。草刈り以外は……。ちょっと休議して。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 休議します。

（午後2時33分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 再開いたします。

（午後2時33分）

副村長（門馬伸市君） 草刈り業務については村内建設業者で対応できると思いますので、そちらのほうで指名をさせていただいて業務のほうは発注になるというふうに思います。

その他の簡易水道の漏水、センター地区の配水管の布設、集落排水の管路等については、指名願いの出ている業者の中から指名委員会のほうで選んで対応するようになると思いますので、この場所で何社かと言われても回答できませんので、ご理解いただきたいと思っております。まだ出ているけれども、整理していないから。

10番（佐藤八郎君） 何社かは整理していないからわからないけれども、何十社あるのか、わかりませんが、できるだけ、できるものは地元の人たちというのが震災前からの我が村の執行姿勢だと、ぜひ守っていただきたい。

復興計画関連調査業務、今村長が言う話、自分のお金だと500万円でこの業務をやりたかった。国でつけるから、大幅に変更したのかどうか、わかりませんが。こういう事業を組むなり何なりするときには、大変、先ほどからの答弁をずっと聞いていると、かなり明細にわかっていらっしゃるので、そういうものをきちんと議会に最初に資料を配付すべきだと思うんですけども。既に三菱総研かかわる、守友先生、福大教授の先生というふうに固定された中で、コンサルタントつけて業務委託するんだと。既にかなりの綿密な相手いる中で指名を挙げているということは、相手も承認されているという組み方でしょう。きちんと示すべきじゃないですか。

総務課長（中井田 榮君） 今回の予算を提案するに当たって、今までお付き合いをしていた三菱総研に見積もりをとったということでありまして、これも委託料にとってありますように、競争入札なり見積もり合わせで今後やっていく話でありますから、業者が決まった話ではございません。これからのことでもあります。さらに、内容についても、先ほどからお答えしていますように、こういった形で進めることができるのかというようなことで、今まで準備委員会なり、それから策定委員会なりでいろいろご議論いただいた福島大学なり守友先生にいろいろご意見をいただきながら、こういう形であれば今後マンパワーを使いながら地域づくりなり、土地利用計画をまとめていけるのではないかなというふうなことでの今回の提案でございまして、まだ業者も何も決まったわけではございませんので、ご

了解いただきたいというふうに思います。

10番（佐藤八郎君） 内容と見積もりが出た。見積もりなので、議会に提示することはできないということで、先ほどからの答弁が全てだというふうになりますか。

村長（菅野典雄君） 普通ならば、いろいろな計画をもっともっと綿密にやっつけていかなければならないんですが、こういうときですから、これまでいろいろ、ある意味では損得なしで、精いっぱい応援しましょうというコンサルタントであったり、業者さんであったり、あるいは住民であったり、いろいろ言うわけでありまして。それが全ていいというふうには思っていないんですが、今までの指導なり、あるいは会合の中で、かなりいい案なり、あるいは人脈なり、ネットワークなり広げていただいている方、やっぱりそこを頼らざるを得ないという、なかなか毎日の対応に追われているわけでありましてから、そういう中で、ただ最低限、やはり国の税金を使うわけですから、きちんとした組み立てはさせていただくということでもあります。再生加速には、土地利用計画なども策定をしていくという事業で上げたんですが、あちらからは、500万円で上げたのはバツになって来ているんです。その結果、何度もお話ししますように、国のほうから来ている参事官なり何なりがいろいろな案を練っていただいて、復興交付金の対応のD20を活用したならばできるのではないかと。D20というのは、先ほどの津波シミュレーションの話なんです。ですから、そういう意味で、よし、じゃあ、やっぱりこの資金を使ってよりいいものにしていこう、より住民と密にしていこうと、こういうことでさせていただいたということでもありますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。公の事業でありますから、最低限の対応はさせた中で、やはり今まで飯館村に思いを寄せていただいている方たちに陰に陽にご指導をいただくことが一番やっぱり村にとってプラスになるのではないかと、このように思っているところであります。

10番（佐藤八郎君） 当初で、500万円でこの業務はやるんだと予算上げられてきているわけです。今4月の末ですから、1カ月ちょっとで2,500万円ふえて、復興計画推進調査そのものは、6倍化された中身、どういうふうに変化したものなんですか。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどお答えしていますように、内容については、20行政区の6月5日まで行政区懇談会ありますけれども、その分の20行政区ごとのワークショップを実際村民を入れながら3回ほど、それから全体的には1回、合計4回ほど20行政区は考えております。さらに、復興計画の策定委員も……ですから……500万円は、前からお世話になっている三菱総研に、従来のおり策定推進委員会を進めていくに当たって、昨年も500万円をお願いしていたわけでありましてけれども、さらに3月議会でご指摘を受けましたように、単なる土地利用だけではなくて、6次総まではいかなくても、その地域づくりを踏まえた中でそれぞれの行政区ごとの土地利用を考えていってはどうかというふうなご指摘も受けて、それを踏まえた中で、当初予算には間に合わなかったんですけれども、当初予算のときにもご説明しましたけれども、とにかく一般財源をなるべく使わないように、国の渡辺参事官なり、国、県の指導ももらいながら、とにかく交付金を使えるような形、今回の再生加速化事業も10分の10というようなことで使えるわけでありましてから、その事業を使いながら進めてまいりたいというようなことで今回の補正になった次第でござい

ます。ご理解のほどをお願いいたします。

10番（佐藤八郎君） 当初の500万円は三菱総研、業務、丸投げだったと。2,500万円ふえたので、20行政区、ワークをやりながら、先ほど何回か言われています先生方を交えた第4版だか、第6次総だかみたいなものをつくるというふうに変更になったと。そうしますと、先ほど午前中に大谷議員からもあったように、6割が帰らない・帰れない、さらには菅野義人議員からあったように、地域の住民の声というのは、この2,500万円ふえた中では、行政区でやる合計、全体まぜて4回ですか、その中で十分なものになっていくということの事業だということになるんですか。

総務課長（中井田 榮君） ご質問のとおり、そういうような形で進めていきたいというふうを考えているわけでございまして、当初の500万円も、ご承知のとおり、三菱総研に丸投げという形ではなくて、準備委員会についても、策定委員会についても、議会のほうから2名ほど選出していただいて入っていただいておりますけれども、とにかく話し合ってもらったことをきちっとまとめて、そして報告をしながら、そして専門的な知見もいただきながら進めてきたというような経過がございます。今回のものも、それにプラス、地域づくりの部分、合意まではとにかく至らないと思います。散り散りばらばらになってそれこそ、先ほど菅野議員のご質問じゃありませんけれども、出席も今回の行政目線でいけば、なかなか難しいものがあるのかなというふうにご指摘受けまして感じましたけれども、とにかく考え方を共有するというのですか、合意までは至らなくてもお互いに帰る人、帰らない人、とにかく復旧・復興に向けて飯館村を今後どうするんだ、地域をどうするんだという話を今からしていかないと、とにかく除染が終わる、賠償が終わる、その後でやれば一番いいんじゃないかというようなご意見もあるわけでありましてけれども、それでは遅いのかなというふうに思います。今から手がけていって、先ほど大谷議員から質問ありましたように、達成できるのかというふうな心配もあるわけでありましてけれども、とにかくどこまでできるか、わからないわけでありましてけれども、精いっぱいやらせていただきたいというふうに考えております。

10番（佐藤八郎君） それにつけても、500万円が3,000万円になって、どれだけ村民に寄り添った今後の計画ができていくのか、大変疑問を抱かざるを得ない。答弁の中で、村長直轄なんていう話もあったし、いろいろな三菱総研の、当初の500万円もそこ。今度の3,000万得もそこというふうには、一定の方向しか見えない部分でのまとめ方をしていたときに、住民とそういうまとめ方をする人たちと行政と意思疎通が共有できるのかどうか、非常に疑問なんですけれども。どういう共有化を図ろうというふうに思っていますか、全体的に。

村長（菅野典雄君） 500万円が3,000万円になった、本当に何なのという思いは全くあると思いますが、一方で、こういうふうにご考慮いただければというふうに思います。少なくとも500万円の場合には村の一般財源です。3,000万円の場合にはやっぱり復興交付金ということですから、そうなれば、我々も、そしてまたご指導いただく方たちも、それなりにやっぱり熱意を持ち、あるいはいいものをつくろう、あるいはもっともつとやっぱりこんなものやっつけていかないとだめではないかと、そういうふうには私はなるんだろうと思います。ただ、それに甘えてはいけませんので、やはりしっかりとこれからそれを有効に使い、

村の復興・復旧に少しでもいいものになるように努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

10番(佐藤八郎君) 午前中からいろいろ答弁、そちらこちら出てきますけれども、私ら整理して住民に答えるときに、非常にどう答えたらいいかわからない状態ですよ、今の中で。一体我々村民の声は、どこに、どういうふうに出て行って、どこにそういう機会があって、その言ったことがどういうふうに生かされていくんだと、今後の計画に。どういうふうになるんですか。

村長(菅野典雄君) 先ほど言いましたように、住民には村のお金を使わないで、復興交付金を使って、できるだけやっぱり皆さん方の声を聞くということであるから、ぜひ余りないようだったならば、また村のほうにちゃんとしっかりやれと、こういうふうに言っていたことが大切ではないかなというふうに思っています。

10番(佐藤八郎君) 今の答弁はだれに言っているのか、わかりませんが、村民にこういう流れでこういうふうに行くんだと。当初はこういう500万円で、今度そういう2,500万円追加になって、それがどういうふうに広がって、だけれども、先ほど議論あったように、村民が入っていく席なりそういうものは費用弁償にはならない。その辺は今までと同じ、懇談会、座談会的な、説明会的な中でまとめていくんだということになってしまう。前、予算委員会のときにも、2年にわたる中で、説明会、懇談会でいろいろ議論があって、村民の声が大分出されたけれども、それは第3版にどれだけ生かされたかと。そうしたら、生かしたものはないという答弁ありましたけれども、だから、どんな声があって、どういうふうに生かしたのか、総務課長、答えてみなさいよ。

総務課長(中井田 榮君) 第3版、お持ちかと思っておりますけれども、細かくお答えする時間はないと思っておりますけれども、29ページ、30ページ、重点事業の4本目の柱、村民一人一人に対する支援というようなことで、継続、拡大で今実施中の施策、それぞれホールボディーカウンターからずっと、情報のネットワーク、さらには教育の充実、それから避難所の学校施設の環境整備、さらには除染の実施ですね。それから、パイプハウスの支援事業、それから、村民同士の交流の支援、さらには新たな導入の施策としては、今回の昇口舗装、ガンマカメラの導入、さらに後ろに行って、31ページには、新たな導入する施策のものとして、企業操業の再開の取り組みの支援、それから生きがいつくりの創出とか、多岐にわたって議会とご議論し、ご指導いただいた内容がこの中にきっちり入っているのかなというふうに考えております。

10番(佐藤八郎君) それぞれの場所で議事録というか、テープ録音していますから、説明会なり懇談会で。そういうものをどういうふうに出されて、それをどういうふうに解決したかは、追って私いただければと思いますけれども。

次のモニタリング業務、さらには住環境放射能、これは菊池製作所さんでは社員に働いてもらってどれだけの数調査したのかわかりませんが、県内あちらこちらに調査に出かけておられますけれども、ガンマによる測定する事業として、どのぐらいの費用が1回当たりかかって、業務の8,700万円の根拠となるものは一体どういう流れなんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回のガンマカメラの積算の部分であります、実は当初のほうでも計上していきたいという部分でありましたが、国のほうの支援が加速化事業でできるのではないかと、当初から外して今回補正のほうでお世話になっているという状況であります。積算に当たりましては、菊池製作所さんとも話を聞く中で、1カ所当たり大体10万円程度かなという話であります。それは機材費から、それから人の部分とか、それから、先ほどは成果品を預かる部分での話ということで10万円から11万円程度というような話で見積もり等をいただいております。それから、一応全体の調査費ということで100万円ほど計上しておりますし、それから戸数も1,700戸ということで上げようかと思っただのですが、実際、今後の除染状況を見れば半数程度を上げればということで、860ほどの戸数を上げての積算というような形になっております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 除染した後の検証をしたいという話でありますから、たしか、飯館村は国直轄の除染で最後まで徹底した除染をやるというお話で来ているんだと思うんですけども。徹底した除染は、当面、村は5ミリ、最終的には国の言う1ミリというのが徹底した除染なんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染の目標値であります、今お話しいただきましたように、村としましては、当面、除染の目標値としましては年間当たり5ミリシーベルト、時間当たりですと約1.0マイクロシーベルトということであります。これが国のほうでは、何遍もこの席でもお話しさせていただいておりますが、除染の目標値というものを設けていない。ただ、長期的には追加被ばく量として年間1ミリシーベルトということであります。実際にそれを目標として、もし長期的でもありまして、国が1ミリという部分で除染をするといっても、実際に時間当たりですと、屋内外を考えますと0.23マイクロシーベルト。今3マイクロシーベルトから4マイクロシーベルトある地域もございます。そこで幾ら徹底しても1ミリには、0.23マイクロシーベルトにはならないという部分を村としても感じまして、出さない国に対して、ある程度目標を持ってやってほしいという部分が当面5ミリという部分で上げた数字でございます。国に対しては、国自身の計画書の中にもこの数字は載せるように要請しながら載せてもらっておりますが、実際に業者間とはどうなっているのかという部分もありますし、それから国としてどういう思いでいるのかという部分もあります。そういう意味では、あくまでも村は当面年間5ミリという部分を目指しているんだというようなことでの要望、要求をしているところでございます。以上であります。

10番（佐藤八郎君） そうすると、除染した後の検証をして、0.23を目指しているのではないから、今は年間5ミリだから、その部分になればよしというふうにするということなのか、やっぱり時間当たり0.23を目指すのか、どういうふうになるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 5ミリという数字も決めましたのが多分第1版の復興計画の除染部会という組織の中で議論をする中で決めてあります。そこから年数が経過しているという部分もございますが、多分にして3月なり、12月の議会の中でも、その帰村宣言としての数値の部分もありましたけれども、除染については当面5ミリと1マイクロという部分がありますので、やはりそれに近づけてもらう。それから、それよりも下げてもらおうという話もしておりますので、例えばガンマカメラではかった際、やはり1.0マイクロシー

ベルト、それもぴったりではなくて、許容範囲を持ちながらになるかと思えますけれども、ある程度下がり切らないような部分についてはやはり要望等をしていきたいというふうに思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） そうしますと5ミリ、準備区域と言われるか、低線量地域というか、の部分では、5ミリ以下、やる前から5ミリ以下のところはないんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） いわゆる5ミリ、空間線量1マイクロシーベルト以下のところがあるかという部分であるかと思えますが、やはり須萱地区などはそれ以内のところもありますし、やっぱり山林のほうに行けば1マイクロを超えているという部分もあります。そういう意味では、例えば住環境が1.0マイクロ以下だから適当でいいかという部分ではなくて、やはり面的な除染をしてもらってこそ除染効果が上がるということでもありますので、やはり徹底した除染を願って面的に広げるという部分が必要かというふうに思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） やっぱり土壌のベクレルが問題になっているんだと思うんです、最終的に。そういう意味では、除染した後の検証だけしていたのでは、除染する前から1.15マイクロシーベルト以下のところがあるんですから、そこも除染をするんでしょう、全村除染するのですから。そういう方向じゃないかなと、村民も安心安全になっていくためにはそういうことじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 放射性物質から出るエネルギーが全部空間線量になっているということでもあります。そういう意味では、森林からも来ますし、それから庭先の土からも来ます。それから、農地の土からも来るということで、やはり全体的な部分というふうに思っております。そういう意味でも、農地の部分、今お話しいただきましたが、農地もやはり場所、場所によって、例えば1枚の田んぼであっても、流入のあったところは高くなっているというふうにも聞いていますし、わりと水がかぶらないところは低いというふうにも聞いております。いろいろパターンがあるかと思えますけれども、お話しのとおり、土壌調査のベクレルの状況はやはり把握する必要はあるというふうに感じております。ただ、なかなか業者等にお願いするにも、なかなか測定方法もなかなか難しいという部分もあつたりします。今回モニタリングセンター構想の中でも、そういう話をしていただくとともに、私どもも考えておったものですから、ぜひとも土壌の調査等もお願いできればというような形で今回モニタリングセンターの中、なかなか経費の部分は今後相談する部分あるかと思えますけれども、実施していきたいというような考えをしております。

10番（佐藤八郎君） 再生の会というお話出ましたけれども、再生の会というのは放射能測定団体か何かなんですか、土壌とかいろいろな検査機能を持っていらっしゃる会なんですか。どういう、村にとって。そこに昨年1年、ことしもその方々に1年みたいな話ですけども、それはきちんとした国が認めるそういう測定調査できる会なんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） ふくしま再生の会につきましては、いろいろな学識者、経験者、それから研究機関等が入っている組織でありまして、それぞれの得意分野を生かしながら活動していただいているということでございます。村のほうにも会員の方がいらっしゃいます、そういう村の情報を発信しながらいろいろな調査をそれこそ手弁当でやってきて

いただいております。私どものモニタリングセンター構想、議会の皆様方からもそういうデータの蓄積等は必要だというふうなご意見等もいただきながら、なかなか今の研究機関にお願いする飯館村の状況を把握している方々がないとか、やはり手弁当で勉強していただくというような組織がなかなかないと。ただ、その中でふくしま再生の会はそのようなことで週末は来て山を歩いたり、いろいろなところを調べながら、こういう調査をすれば今後の飯館村の復興には必要ではないかという提案などもいただいております。そういうことで、今回、昨年、国委託の中でモニタリングセンター構想の事業を進める中で、いろいろ提案をいただきました。それに基づきながら発注をしているところでございます。その中には、研究機関としまして、国の支援機関としては高エネルギー加速器研究機構ということで、放射性物質等の測定等にはかなり専門的な分野で動いている研究機関もありますし、それから東大の農工の教授等も入っていてそれらを分析していただけるというようなことで、いろいろな方々が集まる中で、その得意分野の中で、飯館村の復興という一つの流れの中でモニタリングセンターというものを今まで業務についていただいているというところでございます。以上であります。

10番(佐藤八郎君) 組合がある三宝さんで空間線量なり土壌の検査を手弁当でやったお話、前に聞いているんですけども、その報告はあって、私たちに公示をされたんですか。

復興対策課長(中川喜昭君) 今のお話はあれですか。三宝さんの場所を使って減容化の事業をしたという内容でありますか。

集会所の土壌調査をした話ですか。三宝さんのほうの意向といいますか、ご協力で村内の集会所等々の土壌調査をするということで行政区長会のほうに要請がありまして、行政区長会のほうではいいよというような形で行っていただいております。これについては、議会のほうに報告させていただいて……していませんか。

大変申しわけありません。そのデータについては、後、すぐ公表をさせていただきたいと思っております。

10番(佐藤八郎君) 再生の会は綿密にいろいろもらって、我々に提供して、一方、同じ手弁当でやっているものは今とまって、これからよこすそうですけれども、こういう行政の対応の仕方というのはどうなんですか。我々村民全体から見れば何かありそうな感じもします。どうなんですか。同じなんですか。

復興対策課長(中川喜昭君) 三宝さんからいただきましたデータについて、議会の皆様方のほうに報告しないというのは私のちょっと怠慢でございました。何も意図することはありません。すぐ情報を提供したいと思います。以上であります。

10番(佐藤八郎君) 除染した前の検証はガンマではやらないということになりますか、やることになるのでしょうか。

復興対策課長(中川喜昭君) 除染前に実施して、除染後に実施して、その色のぐあい等を見る、比較するというのも1つの方法かと思いますが、実際に空間線量も計測している中でありますから、3マイクロ、4マイクロは、例えば家の庭先で1マイクロある、2マイクロあるという部分であれば、そこにはセシウムがあるということでもありますので、それよりは事後のほうがいいのかなと。多分、除染前にやればすべて赤くなってくるかなと。そ

れよりは除染後のほうの赤くなっている部分、それから除染がされた部分というものが明白になりますので、そちらで検証したほうがよろしいかなというふうに考えております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） ガンマでも村内かなりの場所はやってみたんでしょう。菊池製作所さんやっただけかな。村としてかかわってはやらないのかな。やったことないのかな。

復興対策課長（中川喜昭君） 一応ガンマカメラのデモということでは、菊池製作所さんで一度会社のほうでやった際に私も見に参加しております。それから、環境再生事務所のほうでも何か所か、例えば先ほどのイグネの部分とかそういうところの計測などとしたというふうには聞いております。ただ、ちょっとデータの的には私のところに入っていないということでもあります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 課長立ち会ったというのでは、菊池製作所の、そのときはやっぱり除染前なので、赤いところがかかなり多過ぎるということになったんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 菊池製作所さんの部分に出た際には、菊池製作所さんは除染後の部分でしたので、それぞれ色合いが赤とか、それから例えばオレンジから黄色とか、そういう色で、ちょっと画面で見させていただきました。それから、菊池製作所さんのほうでいろいろ独自でやった際に、やはり除染前にした場合にやはり線量の高いところは赤く強く出ると。それから片方もそれほど色合いが変わらずになるということで、実際に全面的に赤が多くなって何が何だかわらかなくなると。結局、そうすると色を絞って赤を薄くするというふうな作業もして、コントラストというのですか、そういうものをやってしまうという形なものですから、実際に除染前は赤が非常に多く見えるということで、やはり除染が必要なんだというふうな感じしか見えなかったという話もありますし、その写真は見せていただきました。やっぱり、それよりは除染後見たほうが、どこにセシウムが残っているかというものを見たほうが検証的にもなるのかなと。それから、国に対しての再除染とか追加除染を要望するにもそちらのほうが1つの証拠的なものになるのかなというふうな感じをしております。

10番（佐藤八郎君） 村で考えるガンマの測定というのは、菊池製作所1社なのか、菊池製作所と日立さんが開発した1つなのか、先ほど大谷議員からあったような機械とか、何社か、世界的にはどのぐらいの水準まで行っているというふうに村は考えているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 私のところに業者等が来たといいますか、情報をもらっているのは、日立製と東芝製というような2社は聞いております。大谷議員からあった部分については、まだ私のほうには情報的には入っておりませんが、今2社の話は聞いているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 東芝製のもの、日立製のもの、今村でそれを業務を任せようとするのは、菊池製作所さんと一緒にやった日立製ということになるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） この事業は国の補助事業なものですから、村単独ですと業者の選定はある程度地元という話にはなりますけれども、多分、2社以上という、そういう締めつけがあると思いますので、競争入札になる可能性が強いのではないかなというふうに思っています。ですから、菊池製作所さんで取り扱っている日立なのか、東芝なのかという基

準の設定の仕方、多分、国内では2社というふうに聞いていますので、精度の問題ですね。どの程度、同じもので測定した場合にどれだけ鮮明に出るか、出ないか、その精度の問題も当然評価の部分になるというふうに思いますけれども、いずれにしても1社だけにはならないと思いますので、国のほうとの協議をしながら最終的には指名委員会で決定するようになると思います。

10番(佐藤八郎君) 副村長、今、国はどちらの性能がいいと言っているんですか。

副村長(門馬伸市君) 私は直接聞いていませんが、精度としては日立のほう精度がいいような話は聞いております。

10番(佐藤八郎君) 公営住宅の除染物のお話ですけれども、そうすると、福島市と協議して埋設するという事で決定ですね。

復興対策課長(中川喜昭君) 先ほど説明しましたように、今、福島市と協議をしている中で、廃棄物の処理としては、福島市が今除染でやっております現場内保管、一時保管ということで地下埋設の方式をとっています。これは私も南光台にありますが、南光台の除染をしているときに、庭先に穴を掘って、1メートル以上の覆土をして保管をしていると。上から埋設している場所がわかるようにしていると。福島市としては、仮置場ができればそちらに搬出をしますからという話でやっている。ここの家の団地につきましても、そのような方向でというようなことで今内々で話をしているということで、先ほど報告させていただきました。ただ、議論の中で、入居者の安心さはどうなんだというようなご意見もいただいておりますので、協議をさせていただくということでもありますので、確定という部分は今後になるかというふうに思います。以上であります。

10番(佐藤八郎君) あそこは多分、前から言っているように、子供さん、幼児、若い母親なり若いお父さんたちが入居されるんだと思うんです。そういう意味では、今後の住宅政策なり、村に帰村する際に当たっても重要な場所だなというふうに多くの村民は考えていると思うんです。そういうところで完全な除染、村長のほうから近くに畑を売ってもいいような話もあったからなんていう話もありましたけれども、そういう場所離れたところに埋設するのかどうかはわかりませんが、今後検討するのでしょうかけれども、十二分に、そういう若い人たちが住むのですから、明治の仮設みたいに、入ったらとてもじゃない線量が出たなんていう結果にならないようにしないと、私も飯野に住んでいますけれども、あの周辺何回かはかっているんですけども、ちょっと離れたところを、かなり今は高いですよ、川俣より。それは知っていますよね。知った上でやっているんでしょうから。だから、高いところにつくるんですから、それなりに慎重に、相当な、多分通学するにでも、買い物するのにでも、子供たちは川俣なんかよりは3倍、4倍の高さの中で暮らすようになるんですから。そういうことなんですけど、自覚ありますか。

復興対策課長(中川喜昭君) これは村のほうの除染の1つのやっぱり課題としてあるのが、仮置場の部分でございます。このような廃棄物の処理、国のほうでは、安全策ということでは30センチの覆土をやれば98%減少する。それから、メートルごとに離れば反比例で放射線は減るということが安全という部分では話をされております。そういう意味では、福島市の対応としては、地下埋設にして、覆土をして遮蔽効果を得ながら、とりあえず、

一時保管として敷地内保管という形で、それから仮置場ができればそちらに運ぶという内容で福島市もやっているものですから、今回、飯野団地についてもその方法ではという、今の協議の中での話でございます。

ですので、安全という部分では、覆土をすれば安全性は担保されるという部分では考えておりますが、ただ安心という部分では、やはり今お話しあったような内容でありますので、先ほど答弁もしましたように、検討をさせていただきたいというふうに思っております。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

8番（大和田和夫君） 先ほど大谷議員、佐藤議員からもありました簡水の漏水調査業務であります。宅地内で漏水している可能性があるということで宅内調査ということなのですが、このような漏水状態は、私は流量計、つまり水道メーターですね、それを見れば一目で漏水の確認ができると思うんですが、どのような方法で漏水確認をしようとしているのか、お聞かせ願いたいんです。

復興対策課長（中川喜昭君） 宅内の部分であります。今も避難をしているということで、一昨年の冬は一時出入りをするということで、水道を、不凍栓バルブというものがあるんですが、宅内の水を全て地下に抜くという部分の処理でお願いしますというようなことをやったんですが、なかなかそれもやって、あの年の冬は本当に大寒波が来て寒い年だったものですから、それでも破裂事故が起きていたということがありました。ことしも、冬といますか、昨年12月、1月についてはそのようなことを二度と起こさないようにということで、宅内に入る前に止水栓という、これは業者でなければとめられないという止水栓というものがあります。宅内の工事をする際には止水栓を使ってやっているわけですが、今回、止水栓を冬は止めていただきたいというような、止めて漏水をしないように配慮してくださいというようなことで、かなり止水栓を止めている家があるということで、ですので、メーター検針で3月ころもやったのですが、その際は止水栓を開けながら漏水もやったんですけれども、また後は水を抜いてきているという状況なんです。やはりそれでも漏水をしているという状況なものですから、今回、業者をお願いしながら、止水栓をあけて、やはり一番は管の水漏れの音ですね。それを聞くとか、そういうふうな対応、それから一定時期あけて、後、敷地をまた見に行くとか、そういうものしか今の段はできないかなというふうに思っております。そういうことで、止水栓をあけながら宅内に入った状況でメーターを見るというのも1つ、一番最初にできる方法で、あとはそこで動けばどの辺が今度漏水しているかという部分を捜してもらおうという部分になるかと思っております。そういうことで、止水栓をあけながら漏水調査をしていくということになります。そんな形で調べていくというようなことで考えております。

8番（大和田和夫君） そうしますと、止水栓から水道メーターの間を漏水確認するというようなことなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 多分にして、止水栓からメーターまでという部分もあるかと思っております。それから上がっている部分の、例えば止水栓から本管までとかそういう部分があるのかなという思いはしているんですが、実際に現場できちんと見ていかないとなかなか

確認とれないかなというふうに思っております。

8番（大和田和夫君） 159万2,000円ですか、補正計上されているわけですが、上飯樋地区で109戸ということで、単純にこれを割ると1戸当たり1万4,000円という数字が出てきますよね。先ほど、設計を組んでこの予算計上されたということなんですが、159万2,000円の根拠も聞いておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 1戸当たり1万400円となりますが、これについては今までの漏水調査等については管工事組合にお願いしておりまして、管工事組合等にメーターを見てもらったりとか、それからよそのほうの漏水があった際には管工事組合にお願いしたりしておりまして、それらの単価をもとに出させていただいた金額ということでありまして、以上であります。

8番（大和田和夫君） 委託先はまだ決まっていないという状況でありますか。上飯樋地区もそうですが、避難しているわけでありまして、それぞれが空き家状態といえますか、そういう状態になっている中で、よその業者が来て、来るのだからわからないけれども、来て、うちの周りをうろうろされるというのは余りいい気分ではないのかなと私は思うんです。このぐらいの調査だったら、村にある管工事組合、その方、組合でも十分に私はできると思います。この業者委託なんですが、村の管工事組合に行政委託すべきと私は思うんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今ご意見いただきましたように、この金額についても今までの実績から、管工事組合さんが動いていただいた実績から出させていただいているという部分もありますので、できるだけ管工事組合さん、今までもいろいろな場所で漏水調査などもしていただいております。本管も含めてやっていただいておりますので、できれば村内の管工事組合というふうに思っておりますが、先ほど副村長からありましたような、指名委員会での選定という部分がありますので、それも含めて進めてまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号平成25年度飯館村一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号平成25年度飯館村一般会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。再開は15時45分とします。

（午後3時28分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時45分）

◎日程第5、議案第36号 飯館村税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第5、議案第36号飯館村税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

9番（大谷友孝君） 余り関係のないのであれだったんだけど、村民税の（2）番でございまして。最後のほうに、合計額の100分の4.2に相当する金額云々とありまして、上限が8万1,900円ということですが、この根拠についてお尋ねします。

住民課長（濱名光男君） 住宅借入金特別控除の部分であります。これは平成26年からの部分というか、26年4月から29年12月までの入居の部分ですが、村県民税合わせて7%ということになっておりまして、村県民税合わせて13万6,500円ということでありまして。うち、村民税分が8万1,900円、県民税分が5万4,600円ということ、合わせて7%が限度ということになっております。以上であります。

9番（大谷友孝君） そうすると、この8万1,900円というのは、村民税相当額という理解でよろしいのかどうか。

住民課長（濱名光男君） 村民税の限度額が8万1,900円ということでありまして。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号飯館村税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号飯館村税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第37号 飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第6、議案第36号飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第38号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第7、議案第38号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第38号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第39号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第8、議案第39号飯館村国民健康保健税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第39号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

議長(佐藤長平君) これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成25年第3回飯館村議会臨時会を閉会します。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年4月30日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

〃 会議録署名議員

北山文子

〃 会議録署名議員

佐野幸正

〃 会議録署名議員

菅野義人

○

()